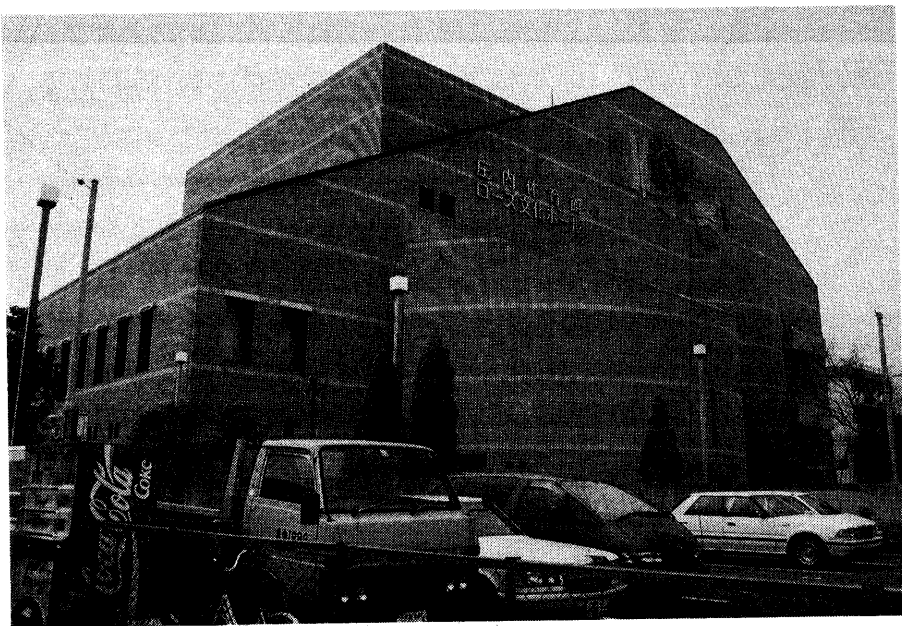


# 関西 労災 職業病

関西労働者安全センター

1996.12.10発行〈通巻第256号〉400円

〒540 大阪市中央区内本町1丁目2-13 ぼんらいビル602  
TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528  
郵便振替口座 00960-7-315742  
大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284



- 豊中シルバー労災、労働者性認め逆転裁決……………2
- 時効裁判で画期的勝利……………8
- 姫路・派遣業者「本讓」逮捕……………13
- フロン代替有機溶剤2-プロモプロパン問題続報……………17
- (ニュース)前線から……………30
- 情報公開法問題連続学習会のご案内……………34
- 1996年年末一時金カンパへのご協力をお願い……………35
- 楽腰帯にレディースインナータイプ登場……………38

10、11月の新聞記事から／36、37  
表紙写真／豊中シルバー労災被災現場の庄内体育館(2頁)

'96  
11・12

# シルバー労災で 審査会が労働者性を認める 迫られるシルバー人材センター運営改善

## 残業割増のつく「配分金」？

午前9時から午後5時半まで、正午から午後1時までの昼食休憩をはさんで7時間半の稼働、時間給600円で計算して4500円。午後6時半から10時半までの4時間は、残業割増が25%つくので時間給750円で3000円。午後11時半から午前0時までの半時間は深夜割増もついて時間給900円となり、その半分の450円。午前0時より6時までは仮眠時間として賃金は無しと計算(裁判所の判決でも不当であると判断が出ているが)。そして早朝午前6時から9時までは7時半から半時間の休憩をはさんで2時間半の勤務が時間給600円で1500円。以上合計して9450円。そこに半端を手当として550円つけて、1勤務の給与が10000円となる。

警備会社から24時間交代で派遣されている警備員が1勤務当たりを受け取る給与、1万円の積算根拠である。法律解釈の誤った積算である疑いは残るが、一応は労働基準法の基準に反しない賃金であることを示そうとしていることが分かる。

ところが、この「賃金」を受け取って勤務

していた警備員が、労働基準法上の労働者ではないと判断されていたのだった。理由は、警備員がシルバー人材センター会員として就労していたということによる。

## 5年を経て「労働者」の復権

高齢者に生きがいとして、雇用によらない仕事をあつせん、提供することを目的とする社団法人、シルバー人材センター会員の就労中の事故による死亡について、労働保険審査会はこの11月6日付けで、実態的には労働者であると判断、労基署長の行った労災保険遺族補償給付不支給決定を取り消す裁決を行った。

再審査請求をしていたのは、豊中市在住の毛利理子さん。毛利さんの夫進さんは、電鉄会社を定年退職後の87年10月に、社団法人豊中市シルバー人材センターの会員になり、89年年末からは同センターが大阪市内の警備会社、株式会社大阪ビル管理から受注した、豊中市立庄内体育館の警備員業務の仕事についていた。

事故が起きたのは、24時間勤務を週に3回あまりのペースで勤務し続け、1年と少しが

経過した91年1月23日のことだった。新築にも関わらず、庄内体育館では雨漏りがしていたという。フロアに水が落ちて、利用者が滑る危険があったので、受け付け業務も担当している警備員にとって気になることであった。毛利さんはその日、その雨漏り箇所を確認しようと思ったのか、体育館の天井裏に上がったが、誤って12.5メートル下の床面に墜落、死亡したのだった。

しかし、所轄の淀川労基署は、労災保険遺族補償給付等の請求について、調査の結果、92年3月に「労働基準法第9条に規定された労働者とは認められないため」との理由で、不支給処分を行った。その後、大阪労災保険審査官が93年9月に審査請求棄却の決定を行い、労働保険審査会で再審査が進められていたものである。

### あまりに明らかだった労働者性

それにしても、冒頭の給与（シルバー人材センターでは、雇用によらない就労という原則から、給与とはいわず、配分金として扱われる。）の例のみならず、この事例で所轄の淀川労働基準監督署が収集した調査資料は、その一つ一つが労働者性を明らかにするものばかりだった。

労働保険審査会の裁決書は、労働者であると判断する理由をまとめて、次のように述べる。

「以上を総合して考えると、会社と被災者の間については、形式上は上記口のみたようにおおむね請負ないし準委任による就業がなされたものとして事務処理がなされている

が、その実態をみると、①会社は業務受託契約上センター会員に対する指揮監督権を有し、被災者は仕様書等に従って業務を遂行することが求められているが、それは単なる注文者の指示の域を超えるものであり、仕様書等によって被災者は会社の指揮命令系統に組み入れられ、必要に応じて指示ないし指揮を受けていること、②派遣されるセンター会員の選定に際しても会社の関与がみられ、時間・就労管理も基本的には会社が実施し、被災者の就労実態も会社社員（アルバイト含む）と渾然一体となって勤務のローテーションと就業体制とに組み入れられていること、③センター会員には業務の遂行に関する経費の負担がないこと、④センター会員に対する報酬等についても、「請負」の報酬と雇用による賃金との相違が意識されていないばかりか、その報酬は、就業時間に比例し、かつ、超過勤務手当相当分、深夜手当相当分が計上されているものと推認されるほか、警備員教育の受講に対する報酬の支払い、夏期手当その他の特別の手当の支払いなどが行われ、むしろ会社は社員による労務もセンター会員による労務も同質のものとしてとらえているものとみざるを得ないこと、⑤会社は警備業法上の警備業者としてセンター会員を自社所属の警備員としての取扱いをしていること等が認められることからすると、会社と被災者の間に使用従属関係が存するといわざるを得ない。したがって、被災者は、本件事故当時、労災保険法上の労働者であったとみるのが相当である。」

## 労基署の実態判断を阻む通達

労災保険で労働者性の有無の判断が争点になる事例は多いが、この事例は極めて明白なものと言ってよく、実態としては労働者であることがはっきりしていた。にも関わらず、再審査の裁決に到るまで認められなかったのは、被災者毛利さんの立場が、労働省自身の高齢者雇用安定政策の柱のうちでも成長株であるシルバー人材センターの会員であったということによる。

労働省労働基準局の判断基準としては次のような通達がある。

「高年齢者労働能力活用事業（以下「本事業」という。）は、シルバー人材センター（雇用関係を有しない補助的、短期的な就業を希望する高年齢者を主たる会員として設立される公益法人（原則として社団法人）が、主として地域社会の日常生活に密着した補助的、短期的な仕事を発注者から請負又は委任により引き受け、これを会員（正会員に限る。以下同じ。）に対し請負又は委任の形式によって提供し、仕事の内容と就業の実績に応じて報酬を支払うことを内容とするものである。

本事業に関しては、労働基準行政としては、労働基準法等労働基準関係諸法規の適用関係が問題となるところであるが、これについては、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺憾のないようにされたい。

### 記

- 1 労働関係の存否については、本来、就業

の実態等に即し個別具体的に判断されるべきものであるが、本事業において会員がシルバー人材センターから提供を受け、引き受けた仕事を行う場合における「シルバー人材センターと会員」及び「発注者と会員」の関係については、本事業は、シルバー人材センターによって実施されているものであることから、一般には、職業安定局通達に示されるところにより実施されているものと考えられるところであり、したがって、本事業に関しては、一般には、会員の仕事の引き受け方、会員の仕事の仕方、仕事に対する報酬の性格等からして、いずれの関係についても、労働関係は存しないものとして取り扱うものとする。

この場合には、当然、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法等の労働基準関係諸法規のうち労働関係の存在を前提とする諸規定は適用がなく、労災保険に係る労働保険の保険関係も成立しないこととなること。なお、仕事の種類、仕事の提供・引受けの方法によっては、家内労働法の適用がある場合があること。

- 2 本事業に関し労働基準関係諸法規の適用の有無等について申告がなされた等の場合においても、一般には、1に示したところにより処理すること。

なお、事案によっては、会員の就業の実態等に即し個別具体的に判断することを必ずしも妨げるものではないが、この場合にあっては、職業安定局通達により、シルバー人材センターの運営に当たっては、既存の法制度との関連に十分配慮しながら

ら関係法規に低触することとならないよう慎重に対処すべきこととされ、各都道府県の職業安定機関及びシルバー人材センターが設立されている市（特別区）は、その適正な運営について指導を行うこととされていることにかんがみ、これらの機関とあらかじめ連絡をとる等慎重に対処すること。

- 3 シルバー人材センター以外の団体が行う本事業と類似の事業についての労働基準関係諸法規の適用関係については、労働関係の存否について就業の実態等に即し個別具体的に判断した上決すべきものであるが、この場合、特に、労働関係の存否については一般的な判断基準に照らし十分検討した上判断すべきであるので、念のため申し添える。」

（昭和56.3.31 基発第9号）

### 不支給はシルバーの実態を考慮？

淀川労働基準監督署長は、あくまでこの通達に基づき判断をしたということになるのだが、結論としては相当な無理をした決定だったということになる。毛利さんの件については、労災保険請求の当初から新聞紙上でも報道されたこともあって、労働本省の労働基準局は淀川労基署に対して、調査資料を本省へ上げ協議して慎重な判断をするよう指示している。そしてその結論として、「雇用によらない就労」であるとの建前論で、シルバー人材センターの施策に及ぼす影響をくい止めるために、不支給という処分を下したのだった。

影響をくい止めるためというのは、毛利さんの「雇用と見紛う」就労形態が、例外的なものではなく、当時でも各市のシルバー人材センターで常態的に行われていたことがはっきりしていたからである。当時、この件について関心を持って調べた、各市の市議員が得た情報だけでも、「工場内作業、勤務時間午前8時半から午後5時、日祝休み」というような仕事先が各シルバー人材センターで大手を振ってまかり通っていた。そして、そのことは新聞紙上でも問題点として取り上げられてもいた。

高齢者の定年退職後の職業生活からの引退過程を援助し、臨時的、短期的な雇用でない就業機会を集団的に開拓、あっせんするという目的で高齢者自身による自主的団体として発足したシルバー人材センターの建前が、現実の産業社会の中で避けられない矛盾をはらみ、顕在化したのが労災事故だった。しかし、労働省はその後もこれらについて例外と見る立場を通し、以降も「安全就業」を求める通達を出しただけで、法的整備などの作業を行っていない。

### 明るみに出たシルバー労災は3件

実は今回の毛利さんの裁決以前に、もう1件労災保険審査会でシルバー人材センター会員の労働者性が認められた裁決が存在した。

埼玉県の岩槻市高齢者事業団（現・岩槻市シルバー人材センター）の派遣先の運送会社で、87年6月に当時70歳の会員が組み立て作業に就業中、事故死した件について、所轄の春日部労基署は同12月に労働者性が認め

られないと不支給処分をしたが、94年10月に労働保険審査会での再審査によって取り消され、遺族補償を支給する裁決を下している。その理由は、約2年間もの間の継続的な作業従事、作業に対する会社の指揮、監督があった、出来高ではなく作業時間に応じた報酬というものである。

また、滋賀県八日市市のシルバー人材センター会員が、90年6月に派遣先工場内のプレス作業関連事故で死亡した件について、彦根労基署は91年3月、会社とセンターが被災者は雇用関係がなかったと主張していたものの、実態としては労働者と判断、遺族補償を支給している。(さらに、90年1月に尼崎市で漬物工場に派遣されたシルバー会員のフォークリフト事故での死亡について、就労初日であったことから直接雇用の扱いに切替えて労災保険の支給を行った事例がある。)

### あくまで例外という労働省

このように、毛利さんを含めて現在3件について実態は労働者性ありと判断されたことになるが、岩槻市の事例が報道された10月4日の毎日新聞第1面記事で、労働省高齢者雇用対策課のコメントは次のようなものだ。

「今回のケースは、例外と考えている。作業や契約の内容にシルバーの仕事になじまない点があり、最初から請け負うべきではなかった。シルバーが雇用でない部分を受け持つというスタンスに変わりはない。シルバーに対し今後とも指導徹底に努めたい。」

しかしその後、毎日新聞が行った全国のシルバー人材センターに対するアンケート調査

では、半数を超えるセンターが、「実質的には雇用とみられる仕事がある」と答えている。また、尼崎市シルバー人材センターが市内の事業所や家庭に渡すビラの内容は、次のようなもの。

### 「シルバーにはこんなメリットがあります

#### 1. どんな仕事でもさせていただきます

- ペットのお世話、あて名書きの小さな仕事から、台所の改修などの大きな仕事
- 留守番・盆栽の水やりなどの簡単な仕事から、病人介護などの高度な仕事
- 引っ越しの手伝いなど短期の仕事から、事務所の清掃など継続的な仕事
- 屋内の軽作業など人手が不足している仕事から、倉庫管理などの単純な仕事
- 会社の事務、決算期の伝票整理などの仕事

#### 2. 経費が安くつきます

シルバーに依頼すると、パート雇用の場合のように労働保険料・社会保険料の事業主負担分やボーナス・退職金などの経費が不要です。事務費としての7%の上乗せだけで住みますので結果的に経費が安くなります。

.....」

おそらくこのビラは、尼崎市シルバー人材センターの事務局が作ったものと思われるが、ここにはもともと高齢者の自主的組織として発足したシルバー人材センターの趣旨を全く理解することなく、まるで人材派遣業の新参企業家風の意識しか見られない。別の言い方をすると、シルバー人材センターとい

う政策が現在の産業社会で実施される際にはらむ根本的な問題点がこのピラに表れていると言ってよいだろう。

### きれいごとでは済まんよ?!

現在の産業社会で、雇用でなく、また本格的な就業の領域を侵すことなく、就業機会を確保するという事は、そのままでは相当に限定されたものになるだろう。家庭からの発注による小規模な植木の剪定、封筒の宛て名書きなどシルバーのマニュアルで示されたもの以外には、その地域で独自に開発された、リサイクルなどの関連作業などということになる。つまり、高齢者自身の創意、工夫によって開発されるべきものといえよう。シルバー人材センターとはその自主的な活動を促進する政策であったはずである。

昨年の高齢者雇用安定法の改正で、小規模の都市でもシルバーが設立できるようにして、なお労働省は拡大路線一辺倒である。高齢化社会を前に、現在全国で700 団体弱で33万人会員のシルバーを、21世紀初頭までには100万人に増やすとしている。

いま退職後の高齢者のゆるやかな職業生活からの引退過程を援助する施策として、シ

ルバー人材センターの施策の運用に求められるものがあるとすれば、それは量的拡大もさることながら、「自主的」という質の面での法的整備ではないだろうか。あるシルバー人材センターの事務局員が、雇用に見紛う仕事があることを問われて言い返した「こんなことは、きれいごとでは済まんのですよ」という言葉が、そのことを暗示しているように思われる。

## 最新労災保険法 A5版280頁 最新労働安全衛生法

井上 浩 著

(全国労働安全衛生センター連絡会議副議長)

A5版・274頁

特別価格販売のご案内

最新労災保険法  
最新労働安全衛生法

定価 4,800円→特価 4,100円(送料込)  
定価 3,500円→特価 3,000円(送料込)

お申し込みは、全国労働安全衛生センター連絡会議

(〒108東京都港区三田3-1-3MKビル3F; Fax. 03-5232-0183, TEL. 03-5232-0182) までどうぞ。

# 時効裁判で画期的勝利

## 東京高裁の勧告受け、労働省自ら不支給処分取消し 神奈川七沢リハ訴訟も時効部分含め針灸費用支給へ

### 断罪された 「時効で居直り、給付ネコバウ」

労働者が労災保険法上の各種補償を請求する権利には「時効」がある。たとえば、休業補償は、休業したその日ごとにその翌日から2年間で請求権は消滅する（注・負傷日の翌

表1 労災保険法42条に定められた時効

時効	給付の種類
2年	療養、休業、葬祭料
5年	障害、遺族

日から2年間ではない）。（表1）

時効をめぐる問題は後を絶たない。たとえば、日本語のわからない外国人労働者が労災補償を請求する権利があることを知ったのが症状固定日から6年後だとすると、「時効ですから休業補償も障害補償も請求する権利がありません」と理不尽極まることを労働行政は平気で言う。

こうした時効問題の最たるものが、「時効居直り不支給処分」だ。ある傷病で休業補償請求したが労基署が不支給処分にした。この処分に対して、行政手続上の審査請求、再審査請求をしてもくつがえらず、泣きの涙で裁

判に訴えてやっときさ最高裁まで行って勝訴が確定した。不支給処分からここまで10年かかった。不支給処分を受けた請求分はすぐに労基署から支給される。当然、その第1回目の請求にひきつづく休業補償を請求すると、「今回の請求時点（現在）から2年前以前の分は時効ですよ」と、労基署は居直ったように平然と不支給処分にしてくる。こうした犯罪的なことがまかり通ってきたこと自体、社会通念を完全に逸脱していた。本誌でも伝えてきたように、最近、労働保険審査会の裁決でもこうしたケースで時効適用を認めない裁決がでてきていた。

あとで述べる東京高裁における時効不支給処分取消し訴訟や神奈川七沢リハ針灸訴訟和解交渉などで具体的に時効適用が問題になっていたが、11月下旬、労働省は遂に自らの非を認め、不支給処分の取り消しを、あるいは時効部分の支払いを申し出てきたのである。「遅すぎた」しかし「画期的」な勝利といえる。全国的にこうした「居直り」で係争中のケースが14件程度あると言われており、すべてにおいて同様の扱いがなされる模様だ。

### 王子労基署長（昭和起重機）事件



東京高裁で係争中であった王子労基署長を相手取った不支給処分取消請求訴訟は図1に示す経過をたどってきた。被災者のAさんは、ボール盤で穴開け作業中、かがみ込んで穴開け箇所の確認をしようとした際、ボール盤のハンドルが落下し頭部を強打、ショックによる一時的血圧上昇によってくも膜下出血を発症、手術を受けたが現在も重い障害が

残っている。王子労基署は当初「頭部打撲・頭内出血」の診断名の間は療養補償を給付したが、精密検査で「くも膜下出血」と判明してからは「業務外である」と不当にも不支給処分を行ってきた。そのため、被災者は、不支給処分取消を求める行政訴訟を強いられたが、92年7月に東京高裁で勝訴判決を勝ち取り確定した。その後、過去10年分の休業補償を請求したところ、王子労基署が今度は「時効」を理由に不支給処分を行い、またしても不支給処分取消訴訟を行わなければならなくなったのである。一番の東京地裁では敗訴したが、控訴審で東京高裁は労働省に「自発的に決定をやり直して全額支給するよう」勧告したたものの労働省はこれを受け入れず結審し12月20日に判決が予定されていた。

先に述べたように労働保険審査会の裁決例もあり今回の高裁でも敗訴が必至、上告しても勝訴はおぼつかないと観念したのだろう、弁護団によれば労働省は12

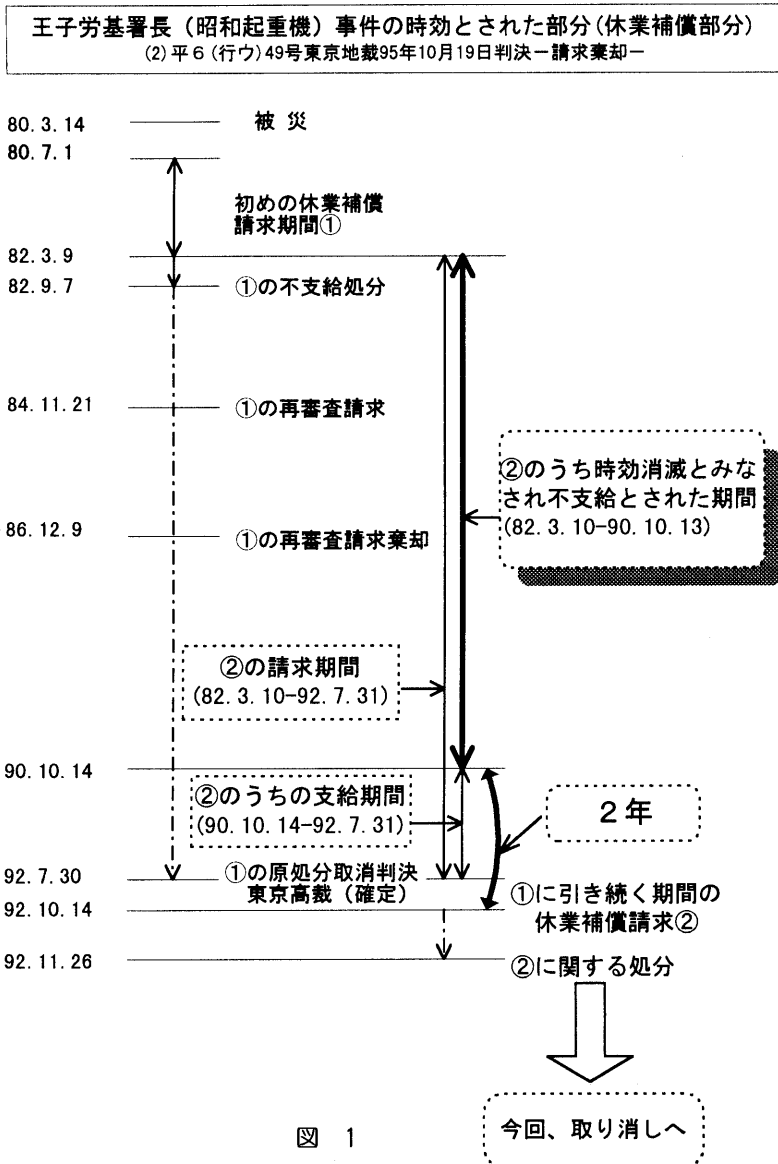


図 1

月2日に決定のやり直しを決めて東京高裁に通知、6日に弁論が再開され、労働省側が決定のやり直しを行う旨の書面を提出し、原告側が訴えの取り下げを行うことで決着したとのことである。こうしたケースは初めてでまさに画期的な勝利といえ、長年続いた労働省の労災保険金ネコババ同然の所業がやっと正されることになった。

### 七沢リハ鍼灸訴訟でも支払い申し出

11月28日、この1年続けられてきた神奈川七沢リハ鍼灸訴訟の和解交渉においても大きな前進があった。本訴訟は大阪鍼灸訴訟と平行して進められてきた神奈川県七沢リハビリテーションセンター職員の近石りえ子・松橋真喜子の両氏を原告とする裁判（表2参照）で、94年11月30日の大阪訴訟全面勝訴

判決以降の2年間の和解交渉では、国家損害賠償の扱いと、第1回目の鍼灸治療費の請求（表2中の★）以降の鍼灸治療費の未請求部分の取扱いが大きな焦点となっていた。後者については、裁判の長期化によって大部分が「時効」となっており、労働省はその支払いを認めようとしなかった。

この間、大阪高裁判決直後から神奈川訴訟を支援してきた神奈川労災職業病センターを中心に原告以外の被災者の鍼灸治療費の過去の請求運動が積極的に取り組まれた。大阪高裁判決から1年以上経過した今年3月1日からは新通達によって鍼灸治療の期間制限は事実上撤廃された。判決日（94.11.30）からこの新通達施行日（95.3.1）までの期間に行われた上記の請求は相当な件数にのぼり、請求から新通達施行までは運動側の申し入れに基づいて「決定保留」とされてきていたが、

表2 神奈川七沢リハ鍼灸訴訟について

原告	近石りえ子	松橋真喜子
療養開始日	1983. 1. 13	1980. 11. 6
労災認定日	1983. 8. 4	1981. 4. 24
375通達公布日	1982. 5. 31	
鍼灸治療費給付打ち切り	1984. 1. 26	1983. 3. 31
★通達による第1回不支給処分の期間（この後は未請求）	1984. 2. 1-2. 29	1983. 4. 1-4. 30
同処分の日付	1984. 4. 27	1983. 8. 4
同処分取消を求め横浜地裁への提訴	1985. 9. 4	
横浜地裁判決（敗訴）	1993. 3. 25	
東京高裁への控訴	1993. 4. 7	
大阪高裁判決（勝訴）	1994. 11. 30	
東京高裁での和解交渉開始		
新通達施行（期間制限撤廃）	1995. 3. 1	
和解交渉で国が支払い表明	1996. 11. 28	

新通達施行後、相次いで支給決定が行われた。しかし、この判決日以降の請求をめぐってはいくつかの問題が発生している。

一つは、労災指定医療機関経由の請求についてはレセプト請求の時効が3年であることから、請求時から最大過去3年分は時効にかからないからということである。全額支給されたのに反して、それ以外の7号請求による部分については時効2年とされ不支給部分が生じた例があることだ。

ほかにはたとえば、あくまで労災保険に毎月請求を続けて不支給処分を自動的に受け、その都度不服審査の手続をとってこなかったため（当然だろう）形式上請求権を失ってしまった例があることだ。

今回の和解における時効部分を含む支給の方向性とこれらの事案とにどれほどの違いがあるだろうか。針灸治療を原則1年に制限する通達が厳然と存在していた状況の中で、裁判までやって係争していた場合だけ第1回目の請求以降の時効部分が支払われるというのはとても納得いくことではなからう。請求をしても無駄だからという理由で請求してこなかった場合、あるいは、ずっと請求し続けてずっと不支給処分を受け続けていた場合など、いずれもはじめの1年間はすべて支給されているのである。第1回目の不支給決定によって係争中のため引き続く請求を行わなかった部分に時効が適用されなくなるのならば、行政通達で1年を越える針灸治療費の請求が事実上あきらめさせられていた部分にも時効は適用されるべきでない。

裁判上の和解のみ救済されるというのではあまりに不公平である。あくまで過去分の請

求については請求があれば時効にかかわらず支払うというのが原則でなければならないだろう。

神奈川では、上記の大阪高裁判決後改めて請求した被災者の一部が受けた一部不支給処分に対する審査請求の取り組みが行われているので、今回の和解の動向は直接ここにはねかえってくるのが予想される。同時に、375通達によって否定された1年を越える針灸治療費が、時効と関係なく救済される可能性がでてきたといえるだろう。形式上の「時効」にかかわらずどんどん請求権を行使すべき時である。

### 労災保険における「時効」の抜本見直しを

長期係争によって初回請求よりあとの部分の請求が形式上時効になり、いざ認定されても時効部分は払わない、これはまさにネコババである。今回の王子労基署長事件における東京高裁担当裁判官は、あまりにひどい労働省のやり口にあきれはてていたということである。国家賠償を含め、労働省にとって手痛い敗訴判決を受けることをおそれた労働省の窮余の策が、今回の支給決定のやり直し申し出といえるだろう。この事件の被災者には二人のお子さんがいた。それぞれ大学、短大に合格し進学希望に胸をふくらませていた。その夢を砕いたのが、当時の労働省の不支給処分だった。道義的にも断じて許されない行為である。しかし、未だに労働省からは一言も謝罪はない。決定まで長期化した場合の給付は請求当時の額で支払われる。金利つきで支払うのが社会的常識であるがそうはなっ

# 労災補償16年ぶりの和解

## 63歳男性に 時効と8年分一度拒否

96.12.7 読売

### 裁判所で 労働省、全額支払いへ

裁判で労災と認められたのに、時効を理由に八年間分の休業補償金を支払わないのは違法だとして、埼玉県岩槻市の男性Aさんが東京高裁に訴えていた。王子労働書を訴えていた行政訴訟で、労働省は六日、東京高裁の勧告に従い、男性の請求通り休業補償を支払うことを決定した。労災をめぐる訴訟で、労働省が裁判所の勧告に従って処分を取り消したのは極めて異例だという。

訴えなどによると、男性は一九八〇年三月、東京都北区内の機械製造工場で勤務中、落下してきた機械のハンドルで頭を打ち、入院した。初めは打撲による頭の内出血と診断され、王子労働書も労災と認定したが、その後「モロ下出血」と診断が変わる。この「持病が悪化したもので労災ではない」と認定を取り消し、医療費の返還を請求してきた。

このため男性は、労災認定を求めて四回の請求を繰り返し、九二年七月、ようやく東京高裁で労災認定の判決を受けた。この判決に基づき、同年十月にそれまでの休業補償を請求したところ、王子労働書は「法律での請求権は二年で消滅する」との理由で、九〇年十月以前の八年間分の休業補償の支払いを拒否したため、再び裁判に訴えていた。

東京高裁は王子労働書に対し、民事訴訟の和解案に当たる勧告を示し、自発的に決定をやり直し、休業補償全額を支払うよう促したが、王子労働書が拒否したため、裁判は結審した。ところが今月二十日の判決を前に、労働省が勧告を受け入れることを男性側に伝え、ため、男性も訴えを取り下げた。

男性の代理人である市川眞一弁護士は「行政の怠慢と悪意で救済が十六年も遅れた。同じようなケースはほかにも多数あり、労働行政の見直しが必要」と労働省の対応を批判した。

一方、労働省では「本件については、被災労働者の早期救済を図るためのもので、ほかの事案についてはケース・バイ・ケースで対応する」としている。

いない。信じられないことである。

冒頭の外国人労働者の例も含め、請求できることを知ってから初めて時効が進行するのが当然な場合がある。また、療養・休業補償について2年というのはいかにも早すぎる。いかなる事情も考慮せず、形式的に、時効の規程を適用するという労働省のやり方は、労災保険法のいう「迅速かつ公正な保護」の「公正」に相反する結果を招くことが今回の件をみてもあきらかだ。時効期間を長くとったり例外条項を新設するなど被災労働者の権利保護にかなった時効規程の抜本的な見直しが早急に行われるべきである。係争が長期化した場合の被災者救済策は時効問題だけではない。先にあげた金利支払いを含めた改善が必要である。

1996年12月7日読売新聞

# ついに度重なる人権侵害に終止符！？

## 姫路の派遣業本讓、派遣法違反で逮捕

11月6日兵庫県警および姫路警察は派遣業者本讓の社長を含む役員など5名を派遣法違反の容疑で逮捕した。我々外国人支援者側はこのニュースを「とうとうやった！」という気持ちと「いよいよ大変だ」という覚悟をもって受け取った。元本讓の労働者であるオカダさんの勇気ある告訴でとうとうここまで来た。ブラジルからの出稼ぎ労働者でろくに日本の労働法など分からない、それどころか日本語も片言で交通機関の利用にも苦労するような彼が、家族やブラジル、その他のラテンアメリカからの労働者のため、悪質派遣業者をここまで追い詰めたのだった。今まで何度も外国人より相談を受け、本讓の変わらないひどいやり方を腹立たしく感じていた外国人支援者からは「よかった」というほっとした声が聞かれた。このような業者には再犯できぬよう、また他の企業がどうような違反を侵すことなきよう厳重な処罰が望まれる。

しかし、一方で我々はあらためて外国人の違法派遣という問題すべてが、このような悪質業者に起因するのではないことに気づかされる。様々な形で外国人労働者を受け入れながら、何のケアもしようとしない日本政府、その代わりに本讓のような業者が外国人に仕事を提供しているという事実。つまり、本讓

が業務停止となれば現在も本讓で働く労働者の雇用を奪う結果になる。本讓にパスポートを取り上げられ不当な借金を請求されていようとも、やはり仕事を奪われるほうが大問題となりかねないのだ。

本讓は近畿地方を中心に9府県の100社にこの2年間で延べ1,200人以上を派遣、その内外国人は約700人といわれている。現在の労働者数は分からないが、兵庫県労働部が警察より提供を受けた「11月2日以降の就労先予定リスト」には約170人の労働者名があり、外国人は約95人である。まずは、今まで何もしてこなかったツケを行政に払わせるべく逮捕の翌日11月7日に兵庫県労働部、兵庫労働基準局に対して申し入れ(資料1)を行った。基準局に対してはもちろん本讓でのすべての労働基準法違反の是正、労働部に対しては派遣労働者の派遣先での直接雇用指導を要求した。しかしながら、調査中のため警察が労働部に情報提供せず1週間後にやっと「就労先予定リスト」をだしてきたらしい。そのリストを元に各管轄の公共職業安定所がその就労先と連絡を取ったり、足を運んだりしてどうか状況把握をはじめた。また、我々の方にもぼつりぼつり本讓の労働者たちから連絡が入りはじめ彼らの状況が分かりはじめ

た。本議の労働者の問題は1) パスポート、2) 雇用の確保、3) 渡航費など本議への借金、4) 残業手当がないなどの労働条件が考えられる。

まずパスポートの取り上げだが、警察はいったんパスポートを押収したものの今は本議に返しており、本議も労働者が名乗り出ればパスポートを持ち主に返している。そのため、パスポートを返してもらって転職していった人も数は分からないがいるようだ。次に雇用の問題では、本議がまだ取り調べ中であるためとりあえずそのまま派遣されている労働者を働かせているところが多いようだ。しかし、逮捕のニュースが放送されたその日に労働者を返したところもあった。さいわい、派遣先は直接雇用したい意志があったので、職安を通して話し合いを持ち、直接雇用することになった。他に、派遣先自ら直接雇用するため本議と交渉をはじめたところもある。今のところ、派遣先からくびにされたという相談はない。労働部の把握している範囲でもそういうことは起こっていないそうだが、どうも派遣先すべてを把握しているわけではないようなので確実なところはわからない。パスポートを返してもらって、早々に仕

事を変っていた人ももしかしたらもつというかもしれない。3) と4) についてはまだ具体的に相談がきていないのでこれからできれば拾っていきたい。しかし、労働者からぼつりぼつりと相談はあるものの、1つの派遣先に1人か2人で、別の派遣先の労働者同士のつながりがなくなかなか広がっていかないのが現状である。

すでに日本に定住している在日韓国・朝鮮人の人々でもまだまだ根強い就職差別、入居差別に苦しめられているのが現状だが、これを機会に行政が少しでも外国人雇用に関して積極的な対策を取るよう今後つなげていきたい。また、ビザの安定した日系人労働者から本議のような中間搾取を排除し、日本人と平等な条件で働く権利があること意識してほしい。そして、彼らの地位が上がることによって、少しでも外国人労働者全体の底上げが進んでほしい。

11/9神戸新聞

## 日系外国人 違法に派遣

兵庫県夢前町  
人材会社社長を逮捕

兵庫県夢前町の業者が無許可で人材派遣業を営み、日系外国人を違法に働かせていた事件で、県警生活安全企画課と姫路署は八日、労働者派遣事業法違反の疑いで、「本議」社長の本條容疑者(四七)同町古瀬畑IIを逮捕した。

調べによると、本條容疑者は、労働派遣事業者の許可を持たずに一九九四年一月から九六年九月までの

間、明石や姫路市内のメーカーなど五社に、日系ブラジル人ら十人を派遣、単純労務に就かせた疑い。

調べに対し、本條容疑者は容疑を否認しているという。同社は無許可派遣を繰り返して、約十七億円の収益を得ていた疑いが持たれている。

## (資料) 兵庫県労働部・兵庫労働基準局への申入れ (96/11/7)

NGO外国人救援ネット／外国人労働者と共に生きる市民の会・宇治／カトリック大阪大司教区国際協力委員会／関西労働者安全センター／神戸ワーカーズユニオン／多文化共生センター／定住外国人生活復興センター／武庫川ユニオン／ユニオンひごろ（東地域合同労組）／全港湾関西地方建設支部西成分会／全国出稼組合連合会・大阪事務所／RINK（すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク）

10月1日に姫路警察署と姫路労働基準監督署などによって、兵庫県飾磨郡の大手派遣業者である株式会社本譲とその派遣先に対して、大規模な捜査が行われ、昨日の11月6日には、本譲の取締役などが派遣法違反、労基法違反の容疑で逮捕されました。私たち外国人支援者団体には、以前より本譲で雇用された外国人労働者より、労働条件における労働基準法違反やパスポート取り上げなどの相談が多数寄せられており、(株)本譲の数々の違反がはつきり公となり、今後再犯することなきよう厳重な処罰を望んでいます。しかしながら一方で、外国人労働者が日本で雇用や住居などを得て安定した生活を送ることは、大変難しく、外国人はこのような派遣業者に頼らざるを得ない状況にあります。現に、(株)本譲でも100人を越える外国人が雇用されています。近々、(株)本譲が処罰を受ける可能性は高く、現在雇用されている人々のことが心配されます。

(株)本譲が処罰を受けることによって、それら多くの労働者が雇用を失ったり、同時に住居まで失うというようなことがないように私たち外国人支援者も、行政と協力して対処したいと考えております。

そこで、(株)本譲で働く多くの労働者のため、また日本にいる外国人労働者が安心して働けるよう以下の点について申し入れいたします。

### (労働部宛申入れ事項)

- 1 株式会社本譲が処罰を受け違反のあった業務を停止した場合、どのぐらいの失業者がでて、また、住居まで失う可能性があるのはどのぐらいの人数かなど、今後の対策のため、実態調査を行うこと。
- 2 (株)本譲が違反業務を停止し現在雇用している労働者を雇い続けることができなくなった場合、
  - 現在の就労現場である派遣先で直接雇用されるように派遣先に対して適切な指導を行うこと。
  - 派遣先での直接雇用が無理であった場合は、失業者数に見合うだけの雇用を確保すること。

- 雇用保険の加入の有無に関わらず速やかに失業認定の手続きを受け付け雇用保険給付を行うこと。
- 3 (株)本譲の労働者が解雇されればその多くが住居も失うと考えられる。外国人が、日本で自身の名義で住居を借りるのは難しく、また、短期間で住居を見つけるのは大変困難である。よって、住宅提供についても対策を講じること。
- 4 本譲のような違法な派遣業者が多く存在するのは、外国人は言葉、住居の問題などで就労先を探すのが難しいためであると思われます。しかし、重労働などの理由で労働者が不足している企業は多く、それらの企業は派遣業者を通すことで、外国人労働者を雇う際に必要なケアや、保険の手続きなどを派遣業者に肩代わりさせて経費を削減したり、自由に派遣契約を解約することで実質労働者が仕事を失っても何の責任も問われません。これら労働力の不足する企業と、就労を希望する外国人労働者をつなぐ働きを公共職業安定所が十分にはたせば、多くの問題を未然に防ぐことができると思われます。よって、
  - 企業に対して外国人を直接雇用するよう積極的に指導し、外国人の雇用を確保する努力をすること。

(労基局宛申入れ事項)

- 1 今後再犯がないよう、また、ほかの企業によって同様の違反がなされないよう(株)本譲を厳重に処罰すること。
- 2 (株)本譲における残業や休日出勤などの手当の未払いなどのすべての違反の解決にあたること。
- 3 (株)本譲が処罰を受けたことによって、
  - (株)本譲に対して、派遣先の契約解除により労働者が自宅待機させられることになった場合、休業手当を支給するよう指導すること。
  - (株)本譲に対して、事業の継続が不可能になったため労働者を解雇することになったとき、解雇予告手当などの補償を労働者に支払うよう適切に指導すること。
  - 派遣先が(株)本譲との契約を打ち切ることによって、実質労働者が失業するということがないよう派遣先にも指導すること。
- 4 また今後外国人を雇用する企業において、転職を妨げ強制就労させる意図や、借金の担保の意図によるパスポートの取り上げなどの事実が認められた場合、積極的に解決にあたること。

以上。



# 終わらぬ 2-ブロモプロパン問題 化学物質、有害性情報の

## 積極的な公開を！

洗浄用などに使われるフロン代替有機溶剤の一つ「2-ブロモプロパン」(略して、2-BP)に生殖毒性が見つかった問題を本誌前号で紹介したが、その後明らかになった事及び今回改めて浮き彫りになった問題について以下に報告する。

### 新たに判明した毒性と情報の非公開

今回の問題のポイントは主に2つある。

第1に、生殖機能に対する毒性が、この物質の毒性としては知られていなかった新たなものだったということである。しかもその程度が相当強烈なものであったことが、韓国での事件の深刻な実状とその後の労働省の情報非公開の対応、メーカーの代替品への迅速なシフトから読みとれる。現段階で心配されるのは、日本での被害は発生していないという証拠はあるのか、代替品として使われている1-ブロモプロパン(略して、1-BP)(2-BPとは、臭素原子の結合位置が違うだけで、元素組成は同じ)は安全かという2点である。

第2に、労働行政が保有する化学物質情報

や新たな毒性情報について労働者への情報公開ないし情報提供のシステムがないこと、しかも「ないこと」をいいことに労働省がまったくいいほど情報を公開しないことだ。命と健康に関わる問題であるにもかかわらずである。フロン代替溶剤が多くの産業で使用されるようになったために発生した今回のような問題に職場の側から対応しようとしても肝心な情報が提供されないことがわかった。第1の問題点とも絡んで早急な改善が絶対に必要である。

### 韓国での被害の実状

前号で2-BP被害が韓国で発生し、韓国政府から日本政府に通報され、労働省が緊急通達を出すとともに、日本国内で1-BPへの代替が行われている経過を簡単に報告したが今号ではそれをやや詳細に述べる。

フロン代替有機溶剤が使用されるようになった背景には、地球の生物を紫外線から守ってくれているはるか上空の「オゾン層」を、フロンなどの特定の化学物質が破壊することがわかり国際的に規制されるようになって

たことがある。日本でもテトラフルオロカーボン（CFC）や職場でよく耳にする1,1,1トリクロロエタンの生産が1995年末で中止された。フロン系の有機溶剤が使用できなくなるに伴いその代替溶剤が職場に出回るようになった。これらのフロン代替溶剤は毒性など明らかになっていないものもあり、2-BPもその一つだった。

さて問題が発生したのは、韓国の慶尚南道ヤンサン郡にあるLG電子部品(株)ヤンサン工場。表1にその内容を示した。

表1にあるように、LG電子部品ヤンサン

工場では1994年2月からそれまで使用されていた「フロン113」に替えて「2-ブロモプロパン」を使用しはじめた。被害の実相は次に掲載する韓国の週間労働者新聞に掲載された被害を受けたチャ・ミジャンさんの証言（以下、「証言」）と被害労働者と会社との合意書（全国安全センター情報12月号から転載）に詳しいのでご一読いただきたい。被害労働者たちは「日本ではなにも問題がおこっていない」という会社にひどく苦しめられたのである。

表1 韓国における2-ブロモプロパン被害発生職場

被害発生工場	LG電子部品(株)ヤンサン工場 (1974年設立、男子598名・女子788名 計1386名、スイッチ、ポリウム、外スイッチ、VCR、DRUM、VCR等々の電子部品、日本のアルプス電気子会社)
工場所在地	韓国・慶尚南道ヤンサン郡
被害発生工程	タクトスイッチ組立工程（スイッチの部品を浸漬槽に入れる。この浸漬槽の中に入れてある浸漬液の主成分が2-ブロモプロパンである。工程の目的は、浸漬液の中に入れてあるポリテトラフルオロエチレンが、部品を漬けている間にスイッチの端子と樹脂の間に結合して、後のハンダづけ工程でフラックスやフュームのじみを防ぐことにある。）
浸漬液の成分	製品名SPG-6ARと製品名Solvent 5200との混合液（混合比SPG-6AR:Solvent5200=1:181）  SPG-6ARの成分 2-ブロモプロパン60.7%、ヘプタン33.0% 1,1,1トリクロロエタン1.54%、 ポリテトラフルオロエチレン固体状態で5%  Solvent 5200の成分 2-ブロモプロパン99.0% 浸漬液では、2-ブロモプロパン97.4%
使用量	Solvent 5200を月平均1,301kg
関連作業工程 従事労働者	男子8名、女子25名、計33名

## 苦痛を訴え入院にもかかわらず 会社は「仕事だけしっかりしろ」

韓国・LG電子部品㈱有機溶剤中毒事件  
被害労働者チャ・ミジャンさんの証言

従前のフロン溶液は少し青みを帯びた無臭の溶剤だったが、変更されたソルベント浸漬液は赤い色を帯び、揮発悪臭がひどかった。近くでは目が痛くて開けておられず、呼吸が苦しく、頭痛、めまいなどの自覚症状があった。とくに、作業場内に設置された洗浄組内の作業が一日に何回も反復される場合、頭痛とめまいで勤務中ひどく苦しかった。

同僚が、自分たちが感じる苦痛に愚痴をこぼし、1994年3月頃には管理者に建議し、訴えようという意見があり、面談を要求したが拒否されたので、しかたがなく昼間労働者が勤務中に作業を中断して管理室に押しかけた。

現在もいるある管理者は、「日本でも何の問題もなく使ってきたから心配するな」、「溶剤が変わったから気分的なものだろう」、「もし何か問題があったら私がすべて責任をもってやる」と言い、また、別の管理者は、「それはそれだ。いまは勤務時間なんだからデモすることもないだろう。どうしたものか」と言い、必ず主導者がいるはずだからと、主導者を探せと指示を出した。みんな主導者というレッテルを貼られるのが怖くて、その後はちゃんとした建議や訴えることさえもできない雰囲気だった。

臭覚の麻痺のせいで、どうやらこうやら勤

務していたが、個人的に管理者に苦痛を訴えたのは1～2回ではなかったが、会社は、「日本ではそのまま使っていた」という反応と、大切に使いとしか言わなかった。工場長の指示ということで、ソルベント溶液が、同じ量の輸入洋酒よりもはるかに値が高いただけでなく、揮発性が高いので大切に使いということだった。

1994年の夏は、連日、気象庁が最高の記録を更新する蒸し暑い日が続いた。その中、生産性を上げるといって、密閉した空間で働いた。換気施設とエアコンは故障して稼働せず、蒸し風呂のような室内温度だったから、今日の集団中毒事態は火を見るより明らかなことだった。

1994年の秋と冬に、2名の労働者が、プサンにあるテドン病院の貧血専門医で治療を受けた結果、重症の再生不良性貧血と類似した症状で会社を辞めた。しかし、この時はまだ全部署の労働者に該当する集団発病という事実がわからず、個人の疾病としていたため、1日平均11～13時間の勤務に加え、徹夜特勤をこなしていた。

このように勤務しながら1年4か月が過ぎた1995年7月7日、5名の同僚が偶然に始まった生理中断の問題が全体的な性格を帯びてきたことが明らかになり、労働組合と会社に報告された。

調べてみると、1994年の夏以降、ほとんどの同僚が大なり小なり何らかの疾病に悩んでいることが明らかになった。生理中断と頭痛、めまい、持続的な風邪、腰痛と神経痛、末梢神経の麻痺などに加え、全身に痣ができる。はなはだしくは鼓膜が破れるなど、ひと

つやふたつの症状ではなかった。

それでも病院では、過労だろうとか、異常はないとか、原因はわからないと繰り返すだけで、ひとりで悩み苦しむしかなく、そうこうするうちに体は弱り、日常生活にも多くの支障をきたすようになった。

1995年8月1日には、2名の労働者が生命の危篤という重症再生不良性貧血の症状で入院するという渦中においても、会社は、「すべてまかせろ。何の心配もするな。仕事だけしっかりやれ」と叱責し、相変わらず特勤と残業、徹夜を強制された。

私たち35名の被害労働者のうち、相対的に症状が軽く回復に向かっている被害者に、生計と雇用の安定などを崇りに、会社は様々な粗末な懐柔と脅迫などをしかけ、22名が合意をした。残る13名の被害者が会社と厳しい闘争の道を歩んでいる。

私たち被害者の発病事項は、「史上初有」という特徴があり、どんな臨床経験や動物実験を通じてみても、その結果と原因はわからなかったが、数回にわたるすべての検査の中心も血液と生殖器の疾病に限定されてきた。

それだけでなく、長期間の生理中断による閉経期疾患である骨多孔症も発見されたにもかかわらず、会社は、正常に回復しているなどの報道資料とともに、中央病院担当博士の所見である不妊に関しては、信ずるに値しないという反応を一貫していた。

はなはだしくは、問い合わせにきた保護者に全治2週間の傷を負わせ、某被害労働者は在職社員であるのに、会社は彼の出入りを統制し、悪口を浴びせるなど、盗人猛々しい態度に終始している。前代未聞のソルベント

集団中毒事件の被害を、血液と生殖器疾患としてのみ限定してきた会社の断定は、どんな根拠に基づいているものなのかもはなはだ疑問だ。

現在、私たち被害者の自覚症状は実に広範囲で深刻だ。退行性関節炎、脳機能の減退、記憶力の減退、眼疾患、頭痛、めまい、皮膚異常疾患、抹消神経炎、骨多孔症、手足のしびれ、筋肉痛などの症状に対し、検診さえもちゃんと受けられない状態で、実に苦しく悔しく、心の病ばかり深まっている。

死にそんな頭痛と呼吸混乱、めまいなどの訴えに、ただの1回でも耳を傾けてくれたなら、安全教育と保護具でもちゃんと具備されていたら、年1回の検診でもちゃんと行われていたなら、今日のような不幸で恥ずかしいソルベント集団中毒事件は発生しなかっただろう。

(翻訳・平田淳子)

(1996年3月19日付け週間労働者新聞)

**韓国・LG電子部品有機溶剤中毒事件  
被害労働者と会社の1996年3月30日付  
合意書**

※前掲記事の後、闘争を継続していた13名の被害者と会社の間で次のような合意書が締結された。

LG電子部品(株)ヤンサン工場で発生した有機溶剤(ソルベント5200+SPG-6AR)事故と関連した被害者(以下甲とする)と、LG電子

部品(株) (以下乙とする) は、次のように合意した。

- 1 乙は、有機溶剤中毒事故と関連し、乙の手違いを認め、日刊新聞(プサン日報、国際新聞、ハンギョレ新聞)に謝罪文を掲載し、文案は事前に被害者と合意する。謝罪文の大きさは、プサン日報と国際新聞は5段とし、ハンギョレ新聞は5段の4分の1とする。
- 2 乙は、甲の今後の治療に対し、甲が望む病院(専門的個人医院および漢医院を含む)で治療が受けられるように保障し、介護および治療のための運動は、上病院の担当医の所見に従う。ただし、治療と治療のための運動および介護による費用は乙が負担し、検診および治療前後に乙に知らせ、治療のためにやむを得ず他の病院にかかる場合には、治療費、宿泊費、交通費、引率費等は領収書を添付し請求した日から10日以内に支給する。
- 3 乙は、甲の今後の有機溶剤中毒による合併症と後遺症に対する治療については、上記2項と同様に適用する。(骨髄移植手術、卵巣クリニック、体外受精を含む)
- 4 乙は、すでに退職した2名に対し、本人が望めば復職させ、この間の退職期間の平均賃金を支給し、勤続年数に合算する。(ただし、合意後14日以内に、復職の有無を通告し、乙は即時復職させ、上期間内に甲が通告しなければ、復職の意志がないものとみなす。)
- 5 甲は、治療後回復し勤務が可能になった場合、本人が希望する部署および職種に3日以内に復帰させ、他の系列社に転出を希

望する場合、乙は積極努力する。

- 6 甲が乙の会社に復職した場合、乙は、定年退職時まで他の労働者と同等に待遇し、特別な事由なく強制で部署を異動したり解雇したりできない。
- 7 甲と乙は、本合意を真実と誠実に遵守しなければならない。ただし、被害者がすでに支出した経費金2千万ウォンは合意後3日以内に被害者協議会に支給する。
- 8 乙は、甲に上有機溶剤中毒事故による精神的、身体的被害に対する賠償金および慰謝料は別途合意書による。
- 9 甲は、乙を相手に今後、民・刑事上および関係法令による異議を提起しない。乙を相手に告訴した件について、相互円満に合意したことをもって、合意した日から3日以内に告訴を取り下げる。
- 10 甲と乙は、本合意書に各々署名した後、公証を受け、各1部ずつ保管する。

甲：(13名の被害者)

乙：LG電子部品株式会社代表理事キム・ヒス

## 別 途 合 意 書

LG電子部品(株)ヤンサン工場で発生した有機溶剤(ソルベント5200+SPG-6AR)事故と関連した被害者(以下甲とする)と、LG電子部品(株)(以下乙とする)は、慰謝料および賠償金について次のように合意した。

- 1 乙は、甲が労災保険により支給された障害給付または障害年金とは別に、甲に慰謝料および賠償金として金23億3千万ウォンを一括支給する。
- 2 上金額中2分の1は合意後7日以内に現

金支給し、残り2分の1は3か月以内に甲全員の共同名義の預金口座に預託し、乙が履行しない場合、強制執行できる。

- 3 乙は、上支給金額外に甲が労災処理を受けられるよう最大協力する。
- 4 乙は、甲に、治療期間中に支給された勤労福祉公団の休業給付（注：平均賃金の70%）以外に平均賃金の30%を支給し、すでに支給された給付は勤労福祉公団から乙が受領する。
- 5 合意日から5年以内に上有機溶剤により死亡した場合、慣例により葬儀費用を支給する。甲が、有機溶剤中毒と関連した疾病や後遺症で死亡したかどうかは、産業安全保健専門委員会の判定に従う。
- 6 本合意をするにあたって、甲は、今後一切、民・刑事上の異議や追加請求は提起しない。ただし、合意当時予想できなかった疾病および死亡の時は除外する。

### LG 電子部品(株)産業安全保健専門 委員会運営に関する合意書

LG 電子部品(株)（以下会社という）と下記被害者は、有機溶剤（ソルベント 5200 + SPG-6AR）中毒被害者（13名）の治療と予防のため、次のように、LG 電子部品(株)産業安全保健専門委員会（以下委員会という）を構成する。

- 1 委員会は、下記被害者と会社が推薦する専門医または医学博士各2名と弁護士各1名（総6名）で構成する。
- 2 委員会は、次の各号の事項を審議決定する。
  - ① 治療継続および再治療に関する事項

- ② 介護および死亡原因に関する事項
- ③ 職場復帰に関する事項
- ④ 被害当事者と関連する職場部署の作業条件に関する事項
- ⑤ 労災処理に関する法律的事項
- ⑥ その他専門委員会が提出した事項（ただし、審議決定資料は大学附属病院の検診データと治療担当医療機関の診療記録などによる）

- 3 専門委員会の委員は、今後2年間、会社の定期的な特殊健康診断および作業環境測定に参加でき、職業性疾患と疑われる人に検診および治療、職業環境改善に対し、意見を提示できる。
- 4 会社は、上有機溶剤中毒事故に関連し、原因調査の実施資料を委員会に提出し、委員会は、同資料の検討結果により、予防および治療に対する意見を提示できる。
- 5 委員会は、原則的に分期に1回会議を開催し、委員の2分の1以上の要求がある場合は、随時招集することができる。（最初の招集は、委員推薦は合意日から10日以内、初の会議招集は20日以内とする）
- 6 委員会は、過半数以上の賛成で議決し、可否同数の場合には、治療担当医療機関の所見による。
- 7 委員会運営に所要する一切の経費は会社で責任をもつ。

（翻訳・平田淳子）

チャ・ミジャンさんの証言は、2-BPの強烈な臭いを訴え、また、会社側が「大切に使い」と言ったとある。これらは溶剤メー

カーの担当者が「この溶剤は非常に優秀だが、臭いが強烈で、他の塩化メチレンなどの代替溶剤の10倍くらい値段が高い」と説明していることと一致している。証言は、どうしようもない作業環境の中でさながら人体実験のようなことが行われていたことを示している。合意書にみられるように和解金額23億3000万ウォンは日本円で約3億3千万円にのぼる。

作業環境が劣悪であったことは証言からわかるが、労働省事務連絡(参考資料2)の中でもその点を「ロ 浸漬液に過多又は集団的にばく露された可能性」として次のようにまとめている。

- (イ) 浸漬液を使用した浸漬機のうち、1台については、1994年5月30日から6か月、別の1台については1994年8月18日から約3か月半の間、それぞれ、局所排気装置が設置(1994年11月28日に設置)されないうままに、簡易式浸漬容器を使用して浸漬液の供給、混合、移動等に際して、労働者が、浸漬液を直接取り扱った。
- (ロ) 1994年11月28日から1995年7月23日までは、浸漬機に局所排気装置は設置されてあったが、浸漬液自動注入装置が設置されていなかったため、労働者が手で他の容器を利用して浸漬液を供給、混合した。
- (ハ) 以上のように、一定期間の間、適切な局所排気装置や自動注入装置無しで使用した簡易式浸漬容器で発生した高濃度の浸漬液蒸気成分が、タクトスイッチ部品製造室の空調設備より作業場全体に循環

したので、タクトスイッチ部品製造室内で作業する労働者全体が浸漬液成分にばく露されたと判断される。

- (ニ) また、労働者および管理者が、浸漬液の有害性を認識しておらず、労働者が作業中に浸漬容器内に上体を入れるとか、浸漬液を取り扱う際に保護具(防毒マスク、送気マスク等)を使用しないで取り扱ったので、過多にばく露される機会があったと推定される。

作業環境中の濃度は韓国の調査では、タクトスイッチ部品組立室での2-BP濃度は、局所排気装置を稼働させた場合は9~19ppm、労働者がばく露する可能性がある浸漬槽の浸漬液上1cmでは4140ppmというすさまじい濃度だったということである。

証言を読んでまずだれもが考えるのは、この被害を防ぐことはできなかったのかということである。あとで述べるように、日本の主な2-BP含有洗浄剤メーカーであるディップソールは、2-BPの毒性として「変異原性」が明らかに陽性であることを、販売し始めて間もない1994年3月の段階で確認しており、自らその代替として現在販売している1-ブロモプロパン製剤を一部のユーザーには勧めていたということであるので、未規制物質である2-BPが毒性の比較的強い物質(変異原性は発ガン性と関連が強い。今回問題になっている生殖毒性との直接の関連は定かではない)であることは、2-BPの原料メーカー、それを仕入れて溶剤に仕立てる溶剤メーカーは初期から認識していたと考えられる。労働省への報告義務はないので、労働

省が知っていたかどうかはわからない。が、言えることは、1994年3月段階で判明していた毒性の高さがユーザーや行政、職場にきちんと伝わるようにはなっていなかったことである。そして、韓国にある日本のメーカーの子会社LG電子部品に、日本から持ち込まれた2-BPが劣悪な作業環境ともあいまって労働者に牙をむいたわけである。

### きわめて明確な生殖毒性

証言からわかるように1994年2月の使用開始からまもなくして被害が生じ、1995年夏には社会的に明るみに出るところとなった。1995年10月には韓国産業安全公団産業保健研究院の疫学調査結果がまとめられた。その中で明らかになった労働者に発生した健康障害の調査結果が表2である。生殖機能低下とは卵巣機能低下症、精子形成低下症などのことであり、造血機能低下とは血小板減少などのことだ。

すなわち、2-BPを使用していない職場

で発生が全くないこと、障害の有病割合が7割前後であった。とりわけ、生殖機能低下が特徴的に発生していることが判明した。この調査結果は、2-BPの障害発生への寄与度がほぼ100%であることを示している。驚くべき結果であった。

LG電子部品で使用された2-BP製剤は日本から持ち込まれたものだったことから、韓国産業安全公団から労働省に情報提供と照会があったわけである。(このとき使用されていた2-BP製剤のメーカーの一つは、千住金属(東京都大田区)という名前らしいのであるがはっきりした情報は、これまた今のところ明らかにされていない。)

驚いた労働省は、業界関係((社)日本化学工業協会、(社)日本化学工業品輸入協会、化成品工業協会、農薬工業会、日本製薬団体連合会、日本産業洗浄協議会、(社)日本化学物質安全・情報センター)と各地方労働基準局に対して緊急の事務連絡(95年12月12日付、参考資料2)を発した。

同時に、韓国産業安全公団産業保健研究

表2 2-ブロモプロパン(2-BP)使用労働者と非使用労働者の生殖機能障害、造血機能障害

仕事の種類	性	労働者数	正常者	異常者			合計(発生率)
				生殖機能低下のみ	造血機能低下のみ	両機能低下	
タクトスイッチ部品組立 (2-BP使用)	男	8	2	5	0	1	6(75.0%)
	女	25	8	11	0	6	17(68.0%)
他のスイッチ職場 (2-BP不使用)	男	12	12	0	0	0	0
	女	65	65	0	0	0	0

(参考資料1)



院、日本の労働省産業医学総合研究所、名古屋大学などによる共同の動物実験が95年12月から急ぎよ実施された。その結果、2-BPがきわめて明瞭な生殖機能障害、造血機能障害を起こすことが証明されたのである。

すわわち「これらの結果は2-プロモプロパンが精巣に対して特異的に強い毒性を有すること、造血機能も障害すること、いったん高濃度曝露を受けて障害されると回復しにくいことを示した。」(参考資料1)

### 「素早い」対応

こうして生殖毒性の存在が動物実験でも確定する過程で溶剤メーカーサイドは素早い対応をとったようである。すなわち、2-プロモプロパン(2-BP)から1-プロモプロパン(1-BP)への移行である。

主な2-BP含有溶剤メーカーであるディップソールでは次のように話がきけた。

「2-BPについては、94年3月の時点で変異原性が陽性であることが確認された。そのときから、より安全な1-BPを勧めたユーザーもある。韓国で使われた2-BPは自分のところの製品ではないが、情報が入ってから自分のところのユーザーには1-BPへの切り替えを勧め、いまは溶剤としては1-BP完全に移行している。1-BPは大阪支店関係で20数社に販売している。だいたい年間ベースで250トン程度販売している。1-BP、2-BPの原料メーカーは東ソーとマナックである。東ソーは最近「NFSシリーズ」という自社ブランドで1-BPを販売しているがこれはディップソールが特許

供与したものである。輸入品としては、米国アルベマール社のアブゾールVGという製品がある。プロモプロパンは1も2も他の洗浄用溶剤より10倍程度高い。洗浄力が強力で、手袋もグレードの高いテフロン系の1万円ぐらいする手袋を使用するよう勧めている。やすいのだと損傷するため。ユーザーには、回収再生ができます、洗浄力が強いと宣伝している。臭う方が安全のためにはよいと説明している。」

前号の再掲になるが1-BP、2-BP製剤としては次のようなものがある。ディップソールの製品は千葉県の市原工場で生産されているということだ。

国内溶剤メーカー：ディップソール(株)

フロン代替洗浄剤名：

SC-51Aなど

主成分：2-プロモプロパン

SC-52Nなど

主成分：1-プロモプロパン

国内溶剤メーカー：東ソー

NFSシリーズ

主成分：1-プロモプロパン

米国溶剤メーカー：アルベマール社

アブゾールVG

主成分：1-プロモプロパン

2-プロモプロパン生産は、フランス、イスラエル、中国、米国、日本など。

### 労働省の情報非公開

一方、労働省に緊急事務連絡に関連して情報提供を求めたがいまに至るも非常に対応がよくない。こちらからは、事務連絡に書かれている「使用事業場リスト」や2-BPのメーカー名、溶剤メーカー名と末端での製品

名を求めたが、未だにその一切を明らかにしていない。もちろん、労働省のつかんでいる情報が全てではなかろうが、仮に不完全なリスト、情報でも事実は明らかにすべきである。

まず、労働法本省担当部局である化学物質調査課が提供してきたのは表3のファックス1枚である。それ以上は「個別企業名が含まれるから」「部内限」だからなどとわけのわからぬ非公開の姿勢のままである。

大阪労働基準局労働衛生課にも問い合わせた。基本的に変わりはないが、いろいろ質問

すると最後は「事務連絡の中で「部内限」とあるので、どうしようもない」というところに行き着く。

ただ、未確認情報としては次のような内容が伝わってきている。

「労働省の把握している使用事業場としてリストアップされたのは、全国で13事業場で、内訳は、岩手県8、宮城県1、神奈川県2、埼玉県1、兵庫県1である。使用事業場以外の情報としては、洗浄剤製造メーカーは、関東に2社である。販売事業者は、国内で5社で、これは東京、埼玉。原体(2-BP)の輸入は貿易関係3社(いずれも本社は東京)。」固有名称などはわからないが、前述のディップソールはこれらの中に含まれている。ディップソール社の話でも「労働省のリストのうち1社はディップソール大阪から出していたが、問題化してからすぐに1BPに変更している。あとは関東方面だと思う。このうち何社かはディップソールが供給していたもの。」とのことであった。

とりわけ労働省がおかしいのは、2-BP製剤の末端製品名とメーカー名すら教えないということである。なんとも不可解だ。

## 1-BP問題

こうした労働省の情報非公開と関連するかどうかわからないが、現時点でまず重要な問題として1-BP問題がある。

メーカーサイドは1-BPは「より安全」と使用を勧めているが、注意すべきは、2-BPで問題になった生殖毒性について、当該の試験が行われていないことである。確かに

表3 労働省からのファックス  
イソプロピルブロマイド

Isopropyl bromide	【危険物】
既存化学物質 2-76 C A S No.75-26-3	
輸出(入)統計品目 2903.30-000(2903.30-000)	
【別名】 2-プロモプロパン；臭化イソプロピル；2-Bromopropane	
【包装】 ケミドラム缶(250kg)	
【性状】 (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> CHBr 分子量：123.00 無色透明な液体。融点-89°C、沸点59.4°C、引火点-21°C、比重1.3097(20/4°C)、溶解度：水(20°C)0.318g。エタノール、エーテル、ベンゼン、クロロホルムに可溶。	
【用途】 医薬中間体、農薬中間体、感光剤中間体	
【製造業者】 東ソー マナック	
【生産】 5年 100t(推定)	
【価格】 6年9月 kg当 500~700円(ドラム缶(250kg入))	
【適用法規】 消防法 第2条危険物第4類第1石油類非水溶性液体(200ℓ)。ただし製品によっては非危険物もある。	
労働安全衛生法 施行令別表第1危険物(引火性の物)。	
国連番号 2344 IMDG(P.3189)クラス3.2等級II ICAO/IATAクラス3等級II PAT305 Y305 CAO307	
危規則 第3条危険物告示別表第5引火性液体類(H-上・下/上等級2)。	
航空法 施行規則第194条危険物告示別表第3引火性液体(G-1等級2)。	
港則法 施行規則第12条危険物(引火性液体類)。	

2-BPに比較して毒性は弱いかもしれないが、生殖毒性についてはまったく確認されていないのである。表4は、ディップソールが使用している製品安全データシートに記載された、1-BP（製品名：SC-52N）と2-BP（製品名：SC-51A）の「有害性情報」である。

であるにもかかわらず、2-BPの代替品として、きわめて類似した化学組成を持つ1

-BPを「より安全だ」として勧めることは問題だと言わざるを得ない。労働省本省はこうした事情を知っているだろうが、少なくとも大阪労働基準局安全衛生課の担当者は1-BPについては「全く知らない」とのことであった。2-BPについては韓国で「人体実験」じみたことをした。今度は日本で、1-BPに関してそうしたことを行ってしまっているとしたら・・・。

メーカーサイドの話ではユーザーは相当数にのぼると思われる。1-BP使用事業場の調査を労働省はおこなっているのだろうか。

次に、2-BPについては日本では本当に被害が起こっていないのかという問題である。労働省が当初つかんだ使用事業場をはじめ健康障害は発生していないという証拠は今のところどこにも示されていない。

表4 製品安全データシート記載の有害性情報

2-BP (SC-51A) : 改訂平成7年12月15日  
有害性情報

イソプロピルブロマイド

急性毒性：哺乳類	腹腔内	LD <sub>50</sub>	4,839 mg/Kg
	哺乳類	吸入	LC <sub>50</sub> 36,000 mg/m <sup>3</sup>
発癌物質分類：OSHA			記載なし
	NTP		記載なし
	IARC		記載なし
	日本産業衛生学会		記載なし

変異原性：陽性

生殖毒性：毒性を有するおそれがある。

血液毒性：毒性を有するおそれがある。

刺激性：眼、鼻、口腔、食道を刺激する。

皮膚に付着すると脱脂作用による炎症を引き起こす。

1-BP (SC-52N) : 改訂平成8年9月11日  
有害性情報

n-プロピルブロマイド

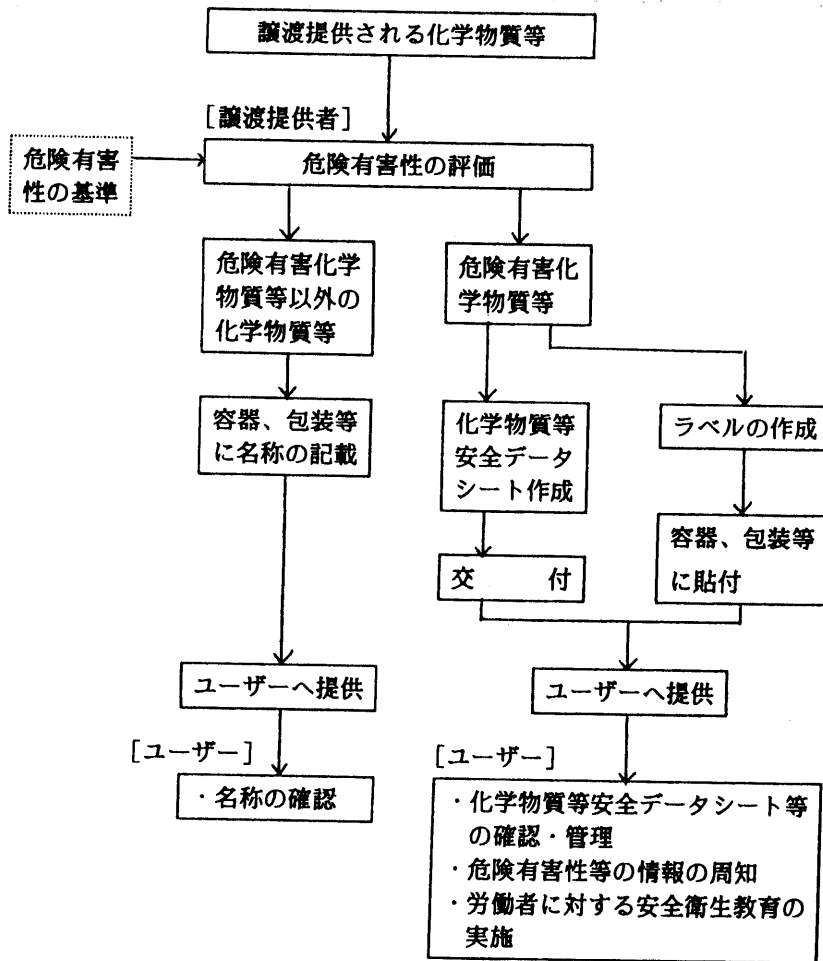
急性毒性：ラット	吸入	LC <sub>50</sub>	253,000 mg/m <sup>3</sup> /30M
	ラット	経口	LDL <sub>50</sub> 4,000 mg/Kg
	ラット	腹腔内	LD <sub>50</sub> 2,950 mg/Kg
	マウス	腹腔内	LD <sub>50</sub> 2,530 mg/Kg

発癌物質分類：OSHA		記載なし
	NTP	記載なし
	IARC	記載なし
	日本産業衛生学会	記載なし

変異原性：復帰突然変異試験	陰性
染色体変異試験	弱い陽性
小核試験	陰性

刺激性：粘膜、呼吸器を刺激する。皮膚に繰り返し接触により脂肪分が失われて乾燥し、鱗状となったり、ひび割れを生ずる。

図1 化学物質等の危険有害表示制度の概要 (参考資料3)



に沿った情報提供が現場で行われていればそれなりの役割を果たす。しかし、必ずしも理想的には機能しているとは限らない現実の中では化学物質情報提供のシステムを改善することが必要ではなからうか。

今回のようなケースでも、もし、2-BPのメーカーやそれを含有する製品のメーカー、製品名が登録されるシステムがあり、それが物質ごとに安全データシートに記載される情報とリンクされており、かつ、誰でも

メーカーのわりと素早い対応、労働省の情報非公開は問題が現在進行中であることを物語っているのかも知れない。

### 提供のための情報の整備を

現在、化学物質危険有害性表示制度によって化学物質等安全データシートが、その化学物質のユーザーに提供される仕組みができてい (図1、表5参照)。この制度は化学物質に関する情報公開の一步前進として評価されたが、今回のような場合にもきちんと制度

もそれらの情報を検索可能であればよいのである。労働省あるいは国、業界は、既存のシステムがあればそれを公開するべきであるし、なければそうしたデータベースをつくり公開するべきだろう。化学物質が氾らんする現在、こうしたシステムが強く求められている。オープンを前提とした情報の整備、提供システムの確立が急務である。

### 情報公開基準の見直しを

情報公開法制定が日程にのぼりつつある今

表5 安全データシートの記載内容(資料3)

- |   |  |
|---|--|
| ① | 名称   |
| ② | 成分及びその含有量                                  |
| ③ | 物理化学的性質                                    |
| ④ | 危険有害性の種類                                   |
| ⑤ | 危険有害性の内容及び程度                               |
| ⑥ | 貯蔵又は取扱い上の注意                                |
| ⑦ | 事故時等における応急措置                               |
| ⑧ | 当該化学物質等安全データシートを作成した者の氏名(法人にあっては、その名称)及び住所 |
| ⑨ | 前各号に掲げるもののほか、労働省労働基準局長が定める事項               |
| イ | 化学式又は構造式                                   |
| ロ | 官報公示整理番号                                   |
| ハ | CAS番号(22頁の(17)の③参照)                        |
| ニ | 国連分類及び国連番号                                 |
| ホ | 適用法令                                       |

また、労働省は今回の事件を契機に、化学物質の有害性調査として、これまで行ってきた「がん原性試験」に加えて来年度から新たに「生殖毒性試験」や「神経毒性試験」を実施していくことにした、と報じられている。生殖毒性試験としては「硫酸コバルト」、神経毒性の疫学的調査としては「アクリル酸ブチル」について行われ予定で、後者については、日本で大量に製造、使用され、東欧圏では神経障害が発生したと報告されているという。こうした試験・調査は、日本バイオアッセイ研究センターへ委託される予定であり、結果は「生殖毒性等の有害性調査試験結果評価等のための専門家会議」でおこなわれるという。こうした有害性情報にしても、十分な情報公開が必要であることはいうまでもなからう。

日、情報公開のあり方を、労働省は先取的に見直すべきである。すくなくとも「部内限」だから見せられない」というのはやめてもらいたい。今回の問題は、きわめておくれた労働省の体質を表現している。労働省本省の遅れた対応と「本省が、本省が」という地方労基局の姿勢にはみんなが閉口しているのである。

最後に強調しておきたいのは、これまでのべてきた問題に加えて、海外でも生産されていること、日本の子会社を含めて海外で使用されていることなどもあり、1-BP、2-BPは過去の問題では決してないということである。さらに、他のフロン代替有機溶剤の問題が依然として存在することを忘れてはならない。

(参考資料)

- 1 「フロン代替溶剤として使用された2-ブプロモプロパンによる生殖機能障害」労働の科学, 31巻10号41-45, 1996年
- 2 「2-ブプロモプロパンによる健康障害予防のための緊急措置について」事務連絡平成7年12月12日労働省労働基準局安全衛生部化学物質調査課長
- 3 「化学物質危険有害性表示制度の活用」安全センター情報93年増刊号

# 前線から

## 中学教諭の過労死、 地公災基金支部審査会で逆転

大阪教組が記念シンポ

大阪

大阪府教職員組合は、10月30日、過労死の公務災害審査請求事件逆転勝利を記念してシンポジウムを開いた。

88年11月、大東市の中学校教諭であった衣川寛史氏は、昼休み、生徒とサッカーをしているとき、突然

たおれこみ、急性心不全で死亡、その後遺族が公務災害であるとして、地公災基金大阪府支部に認定申請を行ったが、93年3月に同支部は公務外認定処分を行った。以後、同支部審査会に対して審査請求を行っていたところ今年9月になっ

て、荒れの極致にあった中学校の最中での激務が過重負荷にあたるとして原処分取り消し、公務上と認められた。

同教組では、10人の代理人体制など強固な支援体制を組み、審査請求を進めてきた。この日のシンポジウムの後には、記念パーティーも開かれ、代理人として活躍された元日教組公務災害対策委員会囑託の横丁郁朗氏も参加、勝利の喜びを分かち合った。

## 景品交換業務の職業病労災申請

# 法律無視の劣悪作業環境が原因

阿倍野

パチンコ店の景品交換業務に従事する労働者が、腰痛症、頸肩腕障害などに悩まされ、労災申請する事例が相次いでいる。

景品交換の業務は、パチンコ店と経営が全く異なる社団法人大阪身障者未亡人福祉協会が、店ごとに出張所を設け、交換業務に従事

する労働者を常駐させる方法で運営されている。ところがこの出張所、例外なく極めて狭く、窓もない密室で、椅子さえろくに設置されていないというお粗末なもの。こうした劣悪な職場環境の中で、毎日、交代要員もないまま、景品の墨などと現金を交換するという

業務に長時間従事する労働者に、腰痛、頸肩腕障害の症状が多発しているのである。

同協会の労働者で結成された全労協護法労働組合は、これまで私病扱いにされたままだった状態を打ち破り、個々の事例で労災保険の請求を行っている。これまでもすでに、数件の非災害性疾病の労災認定を受けているが、現在も阿倍野労基署に対し、腰痛、頸肩腕障害の新たな請求を行っているところである。

また組合員Aさんについては、頸肩腕障害と同時に変形性手指関節症（指曲がり症）についても天満労基署に対して請求を行っていた

が、同署は指曲がり症については不支給処分とした。そのため、現在大阪労災保険審査官に対して審査請求を行っているところであ

る。同労組の奮闘が期待されるところだ。

## 地方分権の時代に機能縮小とは？！ 労働事務所統合問題で

### 大阪府に申し入れ

#### 大阪

12月6日、大阪府下の各地域ユニオン、全港湾大阪支部などは、大阪府に対し、労働事務所の統合、削減問題について申し入れを行った。

現在大阪府は、府下に5カ所の労働事務所をおき、府民からの労働相談活動にあたっている。しかし大阪府では、行政改革の一環として、この労働事務所の設置根拠となっている条例を廃止して本庁組織に統

合、権限の縮小された分室を2カ所におく方向で計画を進めていることが明らかになっている。

不十分なながらも、未組織労働者の権利救済にあたる行政の窓口の役割を果たしてきた労働事務所の機能が弱体化することについて、中小零細企業や、パートタイマーで働く労働者の権利擁護に努める労働組合は無視できず、申し入れに至ったもの。

縮小方向の大阪府に対し、皮肉にも労働省は、現在試験的に数ヶ所の労基署に配置されている労働条件相談員を増員することを決めている。この地方分権の時代に、地域の実態を熟知している地方自治体の機能を縮小し、中央の機能を拡大するというアンバランスな話は、現在の行政改革論が「場当たり」の議論にかなりえていないことを示している。

雇用形態の多様化が進む現在、少なくとも現在の5ヶ所を維持し、解決型の労働相談活動がいままで以上に推進されることが期待されている。

## 放射線被ばくホットライン開設 大阪・神奈川で59件

#### 大阪

10月25、26日の二日間、神奈川と大阪で開設した電話に59件の相談が

あった。両地区で数はだいたい半々。昨年は、原発被曝に焦点をしばって開いた

ことと報道機関であまり取り上げなかったために相談件数が大変少なかったので、今年は、原発に限らず医療を含めて放射線ハッキリ全般を対象にして相談を受け付けるとし、かつ何紙かで取り上げられたため意外と



多い件数となったと思われる。

大阪では、原発いらん大阪労働者の会の大きな協力を得られたため、相談を受ける方もほぼ万全の体制であったが、一番関心のあった、原発関係労働者からの相談は神奈川でわずかに1件あったのみで、被災労働者からの相談はなかった。

たしかに、原発被曝を原因とする白血病などの慢性放射線障害の発生率はもともとそれほど高くないことも予想されるし、電力会社などの厳しい情報管理も十分想定されるのでこの結果もおべなるかなという感じがしないでもないが、今後の、被災労働者救済への取り組み方はひと味ちがった

工夫が必要であることが痛感された。

実際の相談内容は、ほとんどが医療現場での被曝に関する患者、労働者、あるいはその家族からの相談であった。正確な知識がいつでも答えられるような形で医療現場に用意されておられないことが改めて浮き彫りにされ、われわれとしてもこの面での情報伝達手段を用意し、リクエストにはいつでも手軽に応えられるようにすることがまず重要だといえるだろう。

関東地区との総括会議では、今年の反省をふまえて来年度も行う方向で、今後、被曝労働に関する研究などを続けていくことになった。

## VDT労働ホットライン実施 快適とはいえぬ労働実態 不足する安全衛生情報

全国

全国安全センター事務局で把握している限りでは、北海道26件（内VDT関係15件）、東京10件、神奈川9件、大阪4件、広

島8件、鳥取2件という相談結果だった。内訳は表の通り。印象的にいうと、銀行や出版等の大企業から社長を含めて数名という零細

企業、自営業あるいは学生まで、また、労働者だけでなく管理者からも、相談が寄せられ、この10年間に実にさまざまな職場にVDTが浸透してきていることをうかがわせた。

ほとんどすべての相談事例で初歩的な作業時間規制も含めて対策がとられてい



ないばかりでなく、10年前に労働省が定めた「VDT作業のための労働衛生士の指針」(昭和60年12月20日付け基発第705号)等について、その存在すら知られていない状況

だった。肩こりや眼の疲れ等の自覚症状が訴えられ、医療機関を紹介したケースもあった。また、VDT作業による電磁波障害について心配する相談も数件ありました。

ホットライン開設後行われた総括会議では、こうした実情をサポートする取り組みを早急に具体化していくことを申し合わせた。

	相談件数	対策あり	健診あり	療養中(眼科・整外他)	医療機関紹介	電磁波関係
北海道	15件	0件	0件	3件(1件・1件)	7件	1件
東京	10件	1件	1件	3件(2件・1件)	2件	3件
神奈川	9件	0件	1件	2件(1件・1件)	2件	1件
大阪	4件	0件	1件	1件(1件・0件)	0件	1件
広島	8件	0件	0件	1件(0件・0件)	2件	0件
鳥取	2件	0件	0件	0件(0件・0件)	0件	0件
合計	48件	1件	3件	10件(5件・3件)	13件	6件

## 情報公開を大いに利用しよう!

### 情報公開法問題で学習会開催 **大阪**

11月20日に「市民に役立つ情報公開」と題して、知る権利ネットワーク関西の岡本隆吉さんをお招きして講演会を開催した。主催は当センターと環境監視研究所。岡本さんは、ご自身が医療被害で子供さんを亡くされた経験から出発し、ずっと医療情報の公開など情報公開問題に取り組んでこられた方である。この日のお話は、自治体に制定されている情報公開条例を

使ったの情報公開の豊富な実践例をもとに、情報公開のおもしろさ、有効性を力説され、行政への市民参加には情報公開は不可欠のものであることをのべられた。

11月1日に行革委行政情報公開部会最終報告「情報公開法最終要綱案」が出されたがその問題点についても、行政が第三者から情報を得た場合、その情報の公開に際しての第三者保護手

続きが手厚すぎることや、不開示情報の条件に「何々の「おそれ」があるものは不開示」というかたちで多くの「おそれ」条項が存在し、これが乱用される危険があることなどを指摘された。また、情報公開法の早期制定の必要性も強調され、情報公開の実践の重要性を強調されたことが印象に残った。(講演の詳細は次号で報告予定)学習会は連続企画で、今回は1/29に、大阪HIV訴訟弁護団の岸本さんを講師に行われる。読者のみなさんの積極的なご参加を訴えます。

# 情報公開法問題連続学習会のご案内

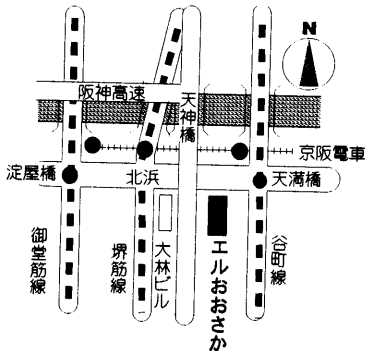
## 第2回 情報公開法案を検証する

1月29日(水) 午後6:00

岸本佳浩さん(大阪HIV訴訟弁護団)

エルおおさか(大阪府立労働センター)708号室

(資料代700円)



主催

環境監視研究所 (TEL.06-574-8002)

関西労働者安全センター (TEL.06-943-1527)

## 改正労働安全衛生法 ハンドブック

1996年10月1日施行改正労働安全衛生法の完全解説  
「産業医」活動に従事する医師の現場からの提言

※B5版64頁

### 「産業医」制度を問い直す

天明佳臣(全国安全センター副議長・  
港町診療所長)氏ら5氏の論稿

### 改正安衛法ポイント解説

改正労働安全衛生法関係資料  
(関係法令、通達、告示など)

※頒価 1,000円(送料込)

※会員価格 800円(送料込)

お申し込みは、  
関西労働者安全センターまでどうぞ  
tel.06-943-1527 fax.06-943-1528

共同編集/全国安全センター・労住医連

# 一九九六年年末一時金カンパへのご協力のお願い

各位におかれましては、労働者、市民の諸権利の拡大、命と健康をまもり発展させる運動に日々邁進されておられることに深く敬意を表する次第です。また当安全センターに日頃より様々なご支援、ご協力をいただいておりますことに対しまして厚くお礼申し上げます。このたびそれに重ねて表記の年末カンパへのご協力をお願いいたしますこと、誠に心苦しい限りではあります。当センターの財政実情をご参酌いただき何とぞご協力のほどお願い申し上げます。

労働者派遣法の改悪に続き、有料職業紹介の自由化が打ち上げられるなど、労働分野の「規制緩和」がより押しされる状況のもと、パート労働者、臨時工、社外工、派遣労働者などの不安定雇用の増大、未組織労働者層の拡大が進み、労働者の基本的権利侵害がますます横行しております。最近の安全センターへの相談事例を見ても、そうしたケースでは常に安全衛生がなござりにされ、労働者のいのちと健康が脅かされ、多くの外国人労働者の場合にはこの傾向が顕著にみられます。相談に訪れる彼らの問題は、まさに日本の社会問題であります。こうしたことに関連して、機関誌でもお伝えしておりますとおり、姫路の違法派遣業者「本譲」が日系ブラジル人労働者からパスポートを取り上げて派遣先に就労させていた事件について、安全センターは当該労働者の支援活動をおこなっております。損害賠償裁判の途上でもありますが、最近、労基署・警察の強制捜査がおこなわれ社長等が逮捕されるなど、「本譲」の問題性がますます浮き彫りになってきました。

一方、労働者保護に逆行する「規制緩和」とは裏腹に、労働行政の情報公開は遅々としてすすんでおりません。最近では、新たに有害性が明らかになったある種のフロン代替有機溶剤に関する情報に関して、生命と健康にかかわる問題であるにもかかわらず、行政に開示を要求しても一部しか公開しようとしておりません。情報公開法制定が日程にはのぼっておりますが、法律論ばかりでなく労働者・市民からの情報公開要求をつきつけていくことが重要だと考えております。

短期的、中期的な重要な課題の他に、腰痛、頸肩腕障害、指曲がり症など慢性職業性疾患の労災認定がいまだに困難さをもつなど労働者にとつて改善すべき、遅れた点があまりにも多い労災補償制度の問題や「改正」が相次いでいる労働安全衛生法や今後のあるべき労働安全衛生体制の問題など課題はまさに山積しております。安全センターは皆様と共に全力で取り組んでいく決意であります。今後ともなお一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

一九九六年十一月

関西労働者安全センター運営協議会

議長

岡田義雄

郵便振替口座00960171315742  
大阪労働金庫梅田支店普通1340284

# 10月の新聞記事から

- 10/1 箕面市で「大阪自動車交通」のクワン運転手宮城保さんがクワン強盗に刺され重体。
- 10/2 ペル-の首都以沖でペル-航空ボ-イング757機が墜落し70名絶望。
- 10/4 エイズ薬害事件で松村元厚生省生物製剤課長を業務上過失致死の疑いで逮捕(25日に起訴)。
- 10/5 和歌山県古座川町の林道工事で雨で地盤がゆるみ土砂崩れ3名死亡。
- 10/6 大阪市西淀川区の運送会社経営者が無許可で会社を経営し、労働者に長時間運転を強要したとして逮捕。この労働者は勤務中の深夜に駐車中の乗用車などに衝突し2名死亡させたとして逮捕、起訴されている。
- 10/7 89年7月に脳内出血で死亡した気象庁・気象衛星センター職員関口忠男さん(当時51歳)について人事院は、公務外とした気象庁の判断を覆し、過労死と認定した。国家公務員の過労死は85年以降、31件の不服申し立てが出されており、逆転認定されたのは4件目。関口さんは、気象衛星「ひまわり」の観測データを処理する電算機システムの保守責任者だったが、同システムにトラブルが相次いだことから超過勤務が重なり、同センターで仮眠中、首筋に凝りなどを訴え、病院で治療を受けて帰宅途中で倒れ、亡くなった。気象庁は、「職務の範囲内」としてが、人事院は「システムの相次ぐ故障で強度の精神的、肉体的負担を受けていた」と判断。
- 10/9 大阪地検は薬害HIV事件でトリ十字の歴代3社長を起訴。
- 10/13 家屋解体のために生じた廃材を再加工する際、砒素や六価クロム、銅が溶け出すおそれのあることが国立公衆衛生院の研究で明らかに。
- 10/15 仙台高裁において「細倉じん肺訴訟」で経営者の三菱マテリアルや関連会社5社と認定患者、遺族の原告計117名との間で総額16億1千万円で和解成立。
- 10/16 公衆衛生審議会伝染病予防部会は非加熱血液製剤が納入されていた全国2413医療機関すべてについて名前などを公表することを決めた。
- 10/17 大阪国税局は岸和田市の人材派遣会社「りんくうマゼット」が雇用していた外国人労働者の源泉所得税約6千万円を納付しなかったとして大阪地検に告発。  
大手広告代理店「電通」に勤務してい

た長男が自殺したのは、長時間労働でうつ病になったのが原因だとして、死亡した男性会社員(当時二十四歳)の両親が、東京・中央労働基準監督署に労災請求。この自殺死をめぐっては、今年3月、東京地裁が「常軌を逸した長時間労働を知りながら軽減させなかった」と、裁判所として初めて過労による自殺を「労災」と判断した上で、会社側の過失を認め、1億2200万円の損害賠償の支払いを命じる判決を言い渡している。

10/18 発ガソのおそれのある有害大気汚染物質を生産にわたって摂取したときの死亡率「生涯リスク」を10万人に1人以下にするという環境目標などを含む答申を中央環境審が提出。ベンゾに環境基準設定へ。

米サイエンス誌に米国の研究者が喫煙と肺ガソの関係性を遺伝子レベルで確認と報告。

10/22 兵庫県吉川町の中国道で工事帯に追突事故をおこしたトラックがつかみ作業警備員、作業員ら2名死亡、1名重傷。

10/28 昨年7月に最高裁で住民勝訴が確定した「国道43号線訴訟」の原告・家族83名がいまだに違法状態が続くとして国・公団に損害賠償求め再提訴。

10/29 首が長いことが一因で重いおち打ち症状を負った場合、加害者が損害賠償額を減らすことができるかどうか争われた裁判で最高裁第3小法廷は「被害者は平均的体格よりも首が長い」と認定した上で「身体的特徴のせいでは傷害が重くなくても、それが疾患にあたらぬ場合は、賠償額を減らす理由にするべきではない」と判断し高裁に差し戻した。原告は一、二審で40%減額されていた。

10/30 不況やケガで働けず野宿を強いられているのに生活保護を認めなかった決定は違法として岐阜県出身の日雇い建設作業員林勝義さんが名古屋市の福祉事務所長を相手取って、決定の取り消しと慰謝料の支払いをもとめた裁判で名古屋地裁は決定の取り消しと慰謝料25万円の支払いを命じた。判決は「野宿生活をしている日雇い労働者の原告が就労先を見つけるのは極めて困難な状況で」「抽象的な就労可能性を前提として、稼働能力を活用していないとの判断に過失があった」と認定した。

鳴門海峡で石材運搬船第8共栄丸が転覆し2名死亡、2名不明。

# 11月の新聞記事から

11/1 毎日新聞が行った47都道府県のシルバー人材センター(各都道府県ごとに1センターを無作為抽出)の調査で55%のセンターがシルバーの仕事について「雇用関係と認められる仕事がある」と回答。

行政改革委員会行政情報公開部会が情報公開法要綱案と情報公開法要綱案の考え方を最終報告として提出。

11/5 埼玉県熊谷市の市第2文化センター新築工事現場で5階の壁部分にコンクリート流し込み作業中に壁の一部が1階まで落ち、作業員6名一時生き埋め、全員重軽傷。

四国じん肺・高知第2次訴訟(原告・元建設作業員3名、被告・元請け18企業)が高知地裁で和解成立。四国じん肺はすべて和解終結。一人当たり1800万円～1213万円の和解金。

11/6 昨年5月の東燃川崎工場の硫化水素事故にからんで東燃の遺族補償金2億1000万円を着服したとしたとして派遣会社社長らを神奈川県警が逮捕。

11/12 インド・ハリヤナ州上空でサウジアラビア航空のボーイング747とカザフスタン航空の貨物機が空中衝突、351名全員絶望。民間航空機同士としては史上最悪。

天理市の名阪国道で西端運輸の大型トレーラーが大型トラックに追突、トレーラーはさらに対向車線のタンクローリーと正面衝突し、トレーラー運転手死亡。

11/14 天王寺区の下水道作業現場で作業員の坂本悦史さんが頭を強く打って死亡。誤って転落したものか？

岐阜県関市の御美濃かしわで働いていた男性(当時54歳)が、86年3月に勤務中に倒れて運ばれた病院でくも膜下出血で死亡した件について、妻が関労基署の遺族補償給付などの不支給決定の取り消しを求めていた裁判で岐阜地裁は原告の主張を認め原処分を取り消した。判決では、発症前7ヶ月の勤務状況について「年間換算で約4200時間」「日曜、祭日も含めて年間を通して毎日12時間近く拘束」「実労働時間は年間換算約3677時間」で平均的労働者の約1.7倍働いていたと指摘し「20時間39分の徹夜の連続勤務と3時間17分の休憩時間をおいた後の14時間44分の長時間労働もある」と認定した。業務と脳動脈瘤破裂の関係については、「発症前日及び1週間以内の負荷」があったか否かでなく、それ以前の業務により受けたストレスないし疲労の蓄積を考慮する必要があると判示した上

で因果関係を認定した。

11/15 住友軽金属名古屋製造所で在職中死亡の労働者の妻が団体定期保険の死亡保険金の請求権確認訴訟を名古屋地裁に提訴。

11/19 広島県江田島の中国化薬江田島工場で爆発、2名重傷、4名軽傷。4月にも従業員3名が死亡する事故があったばかり。

11/20 香港の九竜地区でビル火災、死者39名、負傷者81名。香港では戦後最大規模。新居浜市の雑居ビルで爆発、パブ支店長が死亡、1名重体、9名負傷。

阪神大震災の住宅需要の急増で月400時間以上の仕事を続け、昨年8月に急性心疾患死した住宅販売会社員藤田浩一さん(当時29歳)の妻あずささんの遺族補償請求に対して堺労基署が業務上認定。就業時間を証明するタイムカードなどはなかったが同僚の証言や仕事の実績が決め手に。

11/21 大阪労基局が時間外手当不払いの労働基準法違反の疑いで引越しの「サカイ」を捜索。同社は94年11月の是正指導後に虚偽の是正報告をしていた。

11/22 90年7月自宅で突然死した神戸市立中学校教諭(当時34歳)の両親が、公務災害として認定しなかった地公災基金兵庫支部を相手取って処分取消し訴訟を神戸地裁に提訴。死亡した平井正明さんは通信課程で教員免許を取り30歳で中学教諭になり熱心な先生で知られていた。

11/23 乗っ取られたエチオピア航空機(乗員乗客178名)がコモロ諸島で墜落、乗っていた55名は救出、72遺体収容。

11/25 豊中市の秋山建設の作業員寮で火事、3名死亡、飲酒後電気ストーブつけたまま寝た1名が重過失致死などで逮捕。

11/26 名古屋高裁は、83年2月韓国出張中に脳出血死した会社役員安保喜和さん(当時63歳)を業務外とした名古屋南労基署の処分の取り消しを求めて妻東子さんが訴えていた事件で、国の控訴を棄却し、原処分を取り消した地裁判決を支持。

11/27 東京の芝信用金庫の女性職員13名が昇格差別を訴えた訴訟で東京地裁はほぼ全員の原告の主張を認め会社に1億円の支払い命令。(会社側は控訴)

大阪HIV訴訟で新たに10名が第25次提訴、同訴訟の原告は451名に。

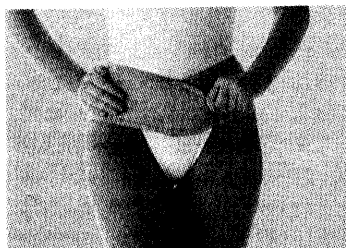
11/28 香川県詫間町の建材メーカー大倉工業の合板工場で爆発、2名死亡、11名重軽傷。チップ微粉の粉塵爆発か。

# 楽腰帯にレディースインナータイプ登場

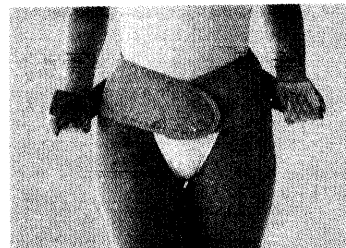
腰痛予防用の保護ベルト「楽腰帯」に新たに女性用のインナータイプ「リリース」ができました。フィット性を高めた薄型です。従来型のレギュラータイプともどもご利用下さい。（ご注文は次頁または裏表紙をご覧ください。）



①骨盤位に、ベルトの左右をあわせませす。



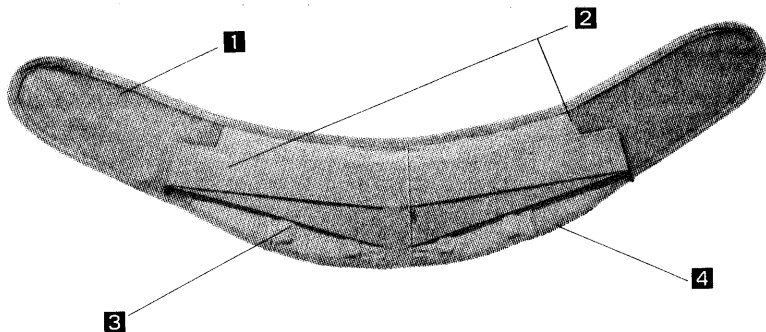
②前方のマジックテープ部をあわせませす。



③後方の補助ベルトを両サイドのマジックテープにためてフィットさせませす。



④シルエットをくずさず、しっかりサポート。



- 1 肌や下着にやさしいマジックテープ。
- 2 締め心地が自由に変えられる補助ベルト。
- 3 型くずれ防止のスタビライザー入り。柔らかいミラストマー樹脂により、肌への刺激が少なく、カラダにフィット。
- 4 通気性がよい、肌色のメッシュ生地。伸縮性が高く、フィット性に富み、腰全体をしっかりサポート。

すべての働く女性のために考案しました。  
腰痛予防にお薦めませす。

この腰痛予防ベルト「リリース」は、重量挙げ選手のベルトをヒントに作製した骨盤ベルトで、腹圧を高めて腰部負担を軽減する「腹圧効果」と骨盤位装着による「骨盤補強効果」により高い腰痛予防効果を持っています。

「リリース」は、上記の特性に加え、アンダー・ウェアと同じ「極く薄い素材」とフィット性を高めた「補助ベルト」により、①服の下に装着して全くかさばらない、②通気性が良く快適である、③ずり上がりがないなど、女性を対象にしたインナータイプの腰痛予防ベルトとして最適です。

オフィスの座作業、ウエイトレス、スチュワーデスなどの立ち作業、看護・介護作業、保母の作業などの腰痛予防にお薦めませす。

広島大学医学部 講師 宇土 博



## 「楽腰帯」ご注文要領（※ご利用下さい）

1. 「楽腰帯ご注文票」にお名前・ご住所・電話、FAX番号（あれば）をご記入ください。
2. 「楽腰帯サイズ表」をご覧の上、サイズ（S、Mなど）を選び、「楽腰帯ご注文票」に男女の別・該当サイズ・色・本数をご記入ください。
3. 「楽腰帯ご注文票」を切り取り線から切り離して、次の住所までご郵送いただくか、FAX番号までFAXでお送りください。

### 「楽腰帯ご注文票」ご送付先

〒540 大阪市中央区内本町1-2-13ばんらいビル602

関西労働者安全センター楽腰帯係

FAX番号：06-943-1528

電話番号：06-943-1527

4. なお、楽腰帯に関するお問い合わせは上記電話番号へお願いします。
5. ご注文がありましたら品物、請求書、郵便振替用紙を送付いたします。代金は郵便振替にてご入金ください。

### 楽腰帯サイズ表（単位はcm）及び価格

男性用	黒	サイズ	S	M	L	LL	3L
	白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
女性用	黒	サイズ	S	M	L	LL	
	白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	
リリーフ（女性用イナ -タイプ：色ベージュ）		ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	

価格：1本 5,700円（消費税込、送料別）

----- 切り取り線 -----

年 月 日

## 楽腰帯ご注文票

お名前：  
お届け先住所：〒

連絡先電話番号： - -  
連絡先FAX番号： - -

性別（該当に○）	サイズ	色（該当に○）	本数
男・女		白・黒	
男・女		白・黒	
男・女		白・黒	
リリーフ		ベージュのみ	
リリーフ		ベージュのみ	
合計本数			

腰痛予防に腰痛予防ベルト

# 楽腰帯らくようたい

男性用・女性用レギュラータイプ及び

女性用インナータイプ(リリーフ)

楽腰帯は腹圧効果で腰への負担を30%軽減。

特徴は、①すぐれた腹圧効果 ②骨盤補強効果  
③運動性と快適性



ミドリ安全(株)製  
宇土博医師考案

タイプ	性別	色	サイズ	S	M	L	LL	3L
レギュラー	男	黒・白	ウエスト	72-80センチ	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	黒・白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	
インナー	女	ベージュ	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	

(頒価) 5,700円(送料別) ■タイプ、色、サイズを指定してご注文下さい。

■パンフレットあります。 関西労働者安全センターTEL. 06-943-4527 FAX. 06-943-1528

## 「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
〃	2部	4,800円
〃	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増	

## Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式会社

KOKUSAI

# 国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL. 06 (551) 6854 FAX. 06 (551) 1259